申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議事調査課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	保有個人情報の開示
処　分　権　者	議長
根　拠　規　定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 20 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条 紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第 9 条、第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例 （開示請求権） 第 18 条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第 48 条において「開示請求」という。）をすることができる。 （開示請求の手続） 第 19 条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。 (1)　開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2)　開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 2　前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3　議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （保有個人情報の開示義務） 第 20 条　議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場

	合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)　開示請求者(第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2)　開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (3)　法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ　議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (4)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　議長が第 24 条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

	ウ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ （部分開示） 第21条　議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2　開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （裁量的開示） 第22条　議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 （保有個人情報の存否に関する情報） 第23条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 （開示決定等の期限） 第25条　開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第26条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)　この条の規定を適用する旨及びその理由 (2)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 2　前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

	○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 (開示請求書) 第9条　条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。 (開示請求等における本人確認手続等) 第10条　条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1)　開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの (2)　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類 2　開示請求者等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。 (1)　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの (2)　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの 3　条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。 4　開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。 5　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	30 日以内（事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長可能）
備　　考	
設　定　日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議事調査課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	保有個人情報の訂正
処　分　権　者	議長
根　拠　規　定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 33 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条、第 36 条 紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第 10 条、第 18 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例 （訂正請求権） 第 31 条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2)　開示決定に係る保有個人情報であって、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。）をすることができる。 3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。 （訂正請求の手続） 第 32 条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。 (1)　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2)　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3)　訂正請求の趣旨及び理由 2　前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書

	類を提示し、又は提出しなければならない。 3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (保有個人情報の訂正義務) 第33条　議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正決定等の期限) 第35条　前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限の特例) 第36条　議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)　この条の規定を適用する旨及びその理由 (2)　訂正決定等をする期限 2　前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。 ○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 (開示請求等における本人確認手続等) 第10条　条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1)　開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの (2)　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類 2　開示請求者等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。 (1)　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

	(2)　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの 3　条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。 4　開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。 5　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (訂正請求書) 第18条　条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30日以内（事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長可能）
備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	議事調査課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	保有個人情報の利用停止
処　分　権　者	議長
根　拠　規　定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 40 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条 紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第 10 条、第 23 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例 （利用停止請求権） 第 38 条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2)　第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 3　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。 （利用停止請求の手続） 第 39 条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。 (1)　利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2)　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3)　利用停止請求の趣旨及び理由 2　前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、

	利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (保有個人情報の利用停止義務) 第 40 条　議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止決定等の期限) 第 42 条　前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (利用停止決定等の期限の特例) 第 43 条　議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)　この条の規定を適用する旨及びその理由 (2)　利用停止決定等をする期限 2　前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。 ○紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 (開示請求等における本人確認手続等) 第 10 条　条例第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1)　開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの

	(2)　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類 2　開示請求者等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。 (1)　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの (2)　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの 3　条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。 4　開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。 5　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (利用停止請求書) 第23条　条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	30日以内（事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長可能）
備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画経営課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例第４条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例第４条、第５条 紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例施行規則第２条、第３条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例 （使用の許可） 第４条　施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2　市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 （使用許可の制限） 第５条　市長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。 (1)　管理上支障があるとき。 (2)　前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。 ○紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例施行規則 （施設の使用者） 第２条　条例第３条の規定による使用を許可することができる電気通信事業者は、紀の川市無線通信用施設（以下「施設」という。）に設置した機器を運用することができる事業者とする。 （使用許可の申請） 第３条　条例第４条の規定による許可を受けようとする者は、紀の川市無線通信用施設使用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2　申請書は、使用しようとする日の 10 日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等）

	第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	企画経営課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別な設備の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例第９条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市無線通信用施設の設置及び管理に関する条例 （特別な設備） 第９条　使用者は、施設の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 ２　前項の規定による特別な設備に要する費用は、使用者の負担とする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	公共施設マネジメント課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市行政財産使用料条例第４条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市行政財産使用料条例第４条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市行政財産使用料条例 （使用料の減免） 第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に使用するとき。 (2)　公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3)　災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4)　前３号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	地方公共団体　公用財産管理事務　質疑応答集（第一法規）
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	公共施設マネジメント課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市行政財産使用料条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市行政財産使用料条例第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市行政財産使用料条例 （使用料の還付） 第５条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、法第 238 条の 4 第 9 項の規定により使用の許可を取り消したとき、又は地震、火災、水害等の災害により使用不能となったときは、この限りでない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	地方公共団体　公用財産管理事務　質疑応答集（第一法規）
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	交通政策課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市営駐車場条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市営駐車場条例第３条、第４条 紀の川市営駐車場利用規則第２条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市営駐車場条例 （利用の許可） 第３条　駐車場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （利用許可の制限） 第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1)　駐車場の収容能力を超えるとき。 (2)　駐車場の施設を破損するおそれがあるとき。 (3)　管理・運営上支障があるとき。 (4)　前３号に掲げるもののほか、市長において不適当と認めるとき。 ○紀の川市営駐車場利用規則 （利用の申請） 第２条　駐車場を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、条例第３条の規定による許可を受けようとするときは、市営駐車場利用申請書(様式第１号)を市長に提出しなければならない。申請書の記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	令和７年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	人権施策推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例第 4 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例第 4 条 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館管理運営規則第 4 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例 （会館の利用等） 第 4 条　会館は、館務に支障のない限り、会館と目的を同じくする団体に建物、設備その他の物件を利用させることができる。ただし、市長が適当でないと認めるときは、この限りでない。 ○紀の川市古和田会館及び井阪文化会館管理運営規則 （利用許可の申請） 第 4 条　会館を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、施設利用許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、その許可を得なければならない。 2　前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の初日前 1 箇月から 7 日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	人権施策推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免等
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例第５条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例第５条 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館管理運営規則第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例 （使用料） 第５条　会館を利用しようとする者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　集会の目的が公共的利用であるとき。 (2)　利用者が社会事業団体その他公益を目的とする団体であるとき。 (3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。 ○紀の川市古和田会館及び井阪文化会館管理運営規則 （使用料の減免） 第６条　紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例第５条第３項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設使用料減額・免除申請書(様式第３号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	総務課
適用日（掲載日）	令和5年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	開示請求に対する決定
処　分　権　者	実施機関
根　拠　規　定	紀の川市情報公開条例第10条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市情報公開条例第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条 紀の川市情報公開条例施行規則第3条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市情報公開条例 （公文書の開示を請求できる者） 第5条　次に掲げる者は、実施機関に対し、公文書の開示（第5号に掲げる者にあっては、その者の利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。 (1)　市内に住所を有する者 (2)　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)　市内に存する学校に在学する者 (5)　前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 （公文書の開示義務） 第6条　実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示を請求したもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令若しくは他の条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必

	要であると認められる情報 ウ　当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分 エ　実施機関が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報 (2)　法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (3)　公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報 (4)　本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5)　本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ　契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ　本市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (6)　個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加

	工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号 (7)　法令若しくは他の条例の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報 (公文書の部分開示) 第7条　実施機関は、公文書に不開示情報が含まれている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報を除いた部分につき公文書の開示をするものとする。 2　開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (公文書の存否に関する情報) 第8条　実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求の方法) 第9条　開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る公文書を保有している実施機関に対して、必要な事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。 (開示請求に対する措置) 第10条　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。 2　実施機関は開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(第8条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。 3　実施機関は、前2項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。 ○紀の川市情報公開条例施行規則 (公文書開示請求書) 第3条　条例第9条に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第1号)とする。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	○過去の開示状況 ○情報公開事務の手引（平成２３年４月総務課作成）
標準処理期間	■設定　□未設定
	条例第１１条第１項の規定に基づき３０日以内
備　　考	
設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	収納対策課
適用日（掲載日）	令和３年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	延滞金の免除
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市債権管理条例第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市債権管理条例第９条 紀の川市債権管理条例施行規則第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市債権管理条例 （延滞金及び損害賠償金の免除） 第９条　市長は、市の債権（市税を除く。）について第６条に規定する督促を受けた者が履行期限までに履行しなかったことにやむを得ない事由があると認めるときは、第７条に規定する延滞金又は私債権の履行の遅延に係る損害賠償金を免除することができる。 ○紀の川市債権管理条例施行規則 （延滞金及び損害賠償金の免除） 第６条　条例第９条に規定するやむを得ない事由があると認めるときは、次の各号のいずれかの事由に該当するときとする。 (1)　債務者が震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により財産の損失を受けたとき。 (2)　債務者又は債務者と生計を一にする者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかったため、多額の経費を要したとき。 (3)　債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けたとき、又はこれに準ずる状態であると認められるとき。 (4)　債務者が属する世帯について、失業等によりその世帯の収入が著しく減少したとき。 (5)　債務者又は債務者と生計を一にする生計維持者が、事業又は業務につき、著しい不振、失敗又は倒産により著しく財産の損失を受けたとき。 (6)　その他市長が特に必要であると認めるとき。 2　条例第９条に規定する免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、延滞金等免除申請書（様式第１号）に、その理由を明らかにする書類を添えて市長に申請しなければならない。 3　市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、その旨を

	延滞金等免除承認(不承認)決定通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	危機管理消防課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	支援金の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市犯罪被害者等支援条例第７条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市犯罪被害者等支援条例第７条 紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則第３条、第４条、第５条、第６条、第11条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市犯罪被害者等支援条例 （支援金の支給） 第７条　市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、支援金を支給するものとする。 ○紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則 （支援金の種類及び額） 第３条　条例第７条の支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　遺族支援金　30万円 (2)　傷害支援金　10万円 ２　前項の規定にかかわらず、傷害支援金の支給を受けた者が、当該傷害支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族支援金の額は、前項第１号に定める額から既に支給した傷害支援金の額を控除した額とする。 （遺族支援金の支給対象者） 第４条　遺族支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者（遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住する者を含む。）の遺族（犯罪行為が行われた時において本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。）であって、犯罪被害者の死亡の時において次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。） (2)　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (3)　前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

	2　遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。 3　犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。 4　遺族支援金は、第1項各号に掲げる支給対象者のうち、第2項の規定による遺族支援金の支給に係る1番目の順位の遺族(以下「第1順位遺族」という。)に対し支給する。 5　遺族支援金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、その1人に対してのみ支給する。この場合において、その1人に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。 (傷害支援金の支給対象者) 第5条　傷害支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者とする。 (遺族支援金及び傷害支援金の支給申請) 第6条　遺族支援金の支給を申請しようとする遺族又は傷害支援金の申請をしようとする犯罪被害者(以下「支援金申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、特に認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。 (1)　遺族支援金　紀の川市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類 ア　死亡した犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 イ　犯罪行為が行われた時における死亡した犯罪被害者の住所を証明することができる書類 ウ　犯罪行為が行われた時における支援金申請者の住所を証明することができる書類 エ　支援金申請者が死亡した犯罪被害者の配偶者であるときは、支援金申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本若しくは抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書又は犯罪被害者が死亡した当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であることを認めることができる書類 オ　支援金申請者が死亡した犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類 カ　死亡した犯罪被害者が遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住していたときは、これを確認できる書類 キ　その他市長が必要と認める書類 (2)　傷害支援金　紀の川市犯罪被害者等支援金(傷害支援金)支給申請書(様式第2号)及び次に掲げる書類 ア　犯罪行為を受けた時における支援金申請者の住所を証明することができる書類 イ　犯罪被害者が受けた負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書 ウ　その他市長が必要と認める書類 2　前項の規定による申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生し

	た日から 7 年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。 (支給の制限) 第 11 条　市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、支援金及び助成金(以下「支援金等」という。)を支給しないことができる。 (1)　当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われた時において、支援金申請者又は助成金申請者(以下「申請者」という。)と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。 ア　夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) イ　直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。) ウ　3 親等内の親族 (2)　申請者が犯罪を誘発したとき、又は当該犯罪被害につき申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。 (3)　申請者が、紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 23 年紀の川市条例第 11 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当するとき。 (4)　前 3 号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	危機管理消防課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	転居費用の助成
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市犯罪被害者等支援条例第８条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市犯罪被害者等支援条例第８条 紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則第７条、第８条、第９条、第10条、第11条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市犯罪被害者等支援条例 （居住の安定） 第８条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。 ○紀の川市犯罪被害者等支援条例施行規則 （転居費用の助成） 第７条　条例第８条の規定により犯罪被害者等に転居を支援するための助成金（以下「助成金」という。）を支給するものとする。 （助成金の対象費用及び額） 第８条　助成金の対象となる費用は、犯罪等による被害のために従前の住居から新たな住居への転居に要する費用（以下「転居費用」という。）であって、次に掲げる費用とする。 (1)　家財道具の荷造りに要する費用 (2)　家財道具の運搬に要する費用 ２　助成金の額は、１つの犯罪被害について20万円を超えない範囲内で、転居費用の合計額に相当する額とする。 ３　助成金を受けることができる回数は、同一の犯罪被害について１回とする。 （助成金の支給対象者） 第９条　助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)　第４条第１項各号のいずれかに該当する遺族であって、犯罪行為が行われた時において犯罪被害者と同居していた者 (2)　犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者 (3)　二次被害を受けた者又は受けるおそれのある者

	(4)　前3号に類する事由があり、助成金による支援が必要であると市長が特に認める者 (助成金の支給申請) 第10条　助成金の支給を申請しようとする者(以下「助成金申請者」という。)は、紀の川市犯罪被害者等支援金(転居費用助成金)支給申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が、特に認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。 (1)　前条第1号に該当する者が申請する場合　次に掲げる書類 ア　助成金申請者と死亡した犯罪被害者が犯罪行為の行われた時において同居していたことを証明することができる書類 イ　死亡した犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 ウ　助成金申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書(ただし、助成金申請者が死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に限る。)であるときは、犯罪被害者が死亡した当時に、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であることを認めることができる書類) エ　転居後における助成金申請者の住所を証明することができる書類 オ　転居費用の支払を証する領収書又はこれに準ずる書類 カ　その他市長が必要と認める書類 (2)　前条第2号に該当する者が申請する場合　次に掲げる書類 ア　犯罪行為が行われた時における助成金申請者の住所を証明することができる書類 イ　犯罪被害者が受けた負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書 ウ　転居後における助成金申請者の住所を証明することができる書類 エ　転居費用の支払を証する領収書又はこれに準ずる書類 オ　その他市長が必要と認める書類 (3)　前条第3号又は第4号に該当する者が申請する場合　前2号に準じて市長が必要と認める書類 2　前項の規定による申請は、犯罪行為の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。 (支給の制限) 第11条　市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、支援金及び助成金(以下「支援金等」という。)を支給しないことができる。 (1)　当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われた時において、支援金申請者又は助成金申請者(以下「申請者」という。)と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。 ア　夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) イ　直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。) ウ　3親等内の親族 (2)　申請者が犯罪を誘発したとき、又は当該犯罪被害につき申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

	(3)　申請者が、紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年紀の川市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するとき。 (4)　前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給資格の認定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例第３条、第４条、第５条 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第３条、第４条、第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市子ども医療費の支給に関する条例 （対象者） 第３条　この条例による子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)とは、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する子どもの保護者等をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1)　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)その他法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療の全額を負担される者 (2)　紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成 17 年紀の川市条例第 131 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者 (3)　紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 19 年紀の川市条例第 41 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者 (支給額) 第４条　子ども医療費として支給する額は、対象者が対象の子どもに係る保険給付につき、一部負担金を医療機関等に支払った場合における当該支払額とする。ただし、大学生等にあっては、入院に係るものに限る。 2　前項の規定にかかわらず、医療機関等に支払う医療費について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)の規定による災害共済給付を受けることができるときは、当該疾病又は負傷に係る医療費の助成は行わない。 3　医療保険各法に基づく規約若しくは定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合における子ども医療費の支給額は、一部負担金等の額から当該給付を受ける額又は当該給付を受けた額を除いた額とする。 (受給資格の認定) 第５条　対象者は、規則の定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を

	受けなければならない。 2　市長は、前項の規定による申請に基づき認定したときは、当該申請をした者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する子ども医療費受給者証を交付するものとする。ただし、大学生等の保護者等には医療費受給者証を交付しない。 ○紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則 (18歳までの子どもの認定申請) 第3条　条例第5条第1項の規定により申請しようとする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者等は、子ども医療費受給資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者等にあっては、第2号に掲げる書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。 (1)　医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であることを明らかにする書類 (2)　前年分(医療給付日が1月から7月までの間にある場合にあっては、前々年分)の所得の額、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者の有無並びに同法に規定する扶養親族の有無及びその数を明らかにする書類 (3)　その他市長が必要と認める書類 2　市長は、前項の規定により申請する者の申請内容と当該申請する者が児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき児童手当を受けている場合の受給資格の内容とに差異があると認められるときは、再審査を行うものとする。 3　6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日に至った子ども及び12歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日に至った子どもの保護者等は子ども医療費受給資格更新申請書(様式第1号の2)に第1項第1号に規定する書類を添えて市長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。 4　条例第3条第1号に規定するその他法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療の全額を負担される者には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者を含むものとする。 (大学生等の認定申請等) 第4条　条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により申請しようとする大学生等の保護者等は、子ども医療費受給資格認定申請書兼医療費支給申請書(様式第1号の3。以下「認定申請等」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)　医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であることを明らかにする書類 (2)　在学する教育施設が発行した在学証明書(当該大学生等が医療機関から退院した日付で証明されたもの。ただし、当該教育施設が合理的な理由により同日付の在学証明書を発行できない場合は、この限りでない。) (3)　医療機関等の発する診療内容等が記載された領収書 (4)　その他市長が必要と認める書類 (受給資格の認定) 第5条　市長は第3条の規定に基づく認定申請(更新を含む。)を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、条例第5条第2項に規定する子ども医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付し、不適当と認めた場合は、紀の川市子ども医療費受給資格等不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

	2　市長は、前条の規定に基づく大学生等の認定申請等を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、保護者等に子ども医療費を支給し、不適当と認めた場合は、紀の川市子ども医療費受給資格等不承認通知書により申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	令和７年３月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	医療費の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例第６条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例第６条 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市子ども医療費の支給に関する条例 （医療費の支給方法等） 第６条　前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が医療費の支給を受けようとするときは、規則に定める子ども医療費支給申請書に、診療内容の明細を添えて、市長に提出しなければならない。 ２　市長は、前項の規定にかかわらず、受給者（大学生等の保護者等を除く。）が医療費として医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 ３　前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。 ○紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則 （支給の申請） 第９条　条例第６条第１項の規定による支給の申請（大学生等の保護者等を除く。）は、子ども医療費支給申請書（様式第５号）に医療機関等の発する診療内容等が記載された領収書を添えて市長に提出しなければならない。 ２　条例第６条第２項の規定による医療費の支給を受けようとする医療機関等は、次に掲げる請求区分に応じ、市長に請求するものとする。 (1)　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者の適用を受ける受給者に係る請求については、和歌山県国民健康保険団体連合会を経由し、診療報酬請求書にて請求するものとする。 (2)　医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律を除く。）に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者に係る請求については、和歌山県社会保険診療報酬支払基金を経由し、診療報酬請求書にて請求するものとする。 (3)　前２号の規定にかかわらず、子ども医療費請求書（様式第６号）にて請求す

	ることもできるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね５０日（ただし、保険者の給付決定を必要とするものを除く。）
備　　考	
設　　定　　日	令和７年３月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和５年８月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給者証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第６条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市子ども医療費の支給に関する条例施行規則 （受給者証の再交付） 第６条　受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第４号)を市長に提出し、再交付を受けることができる。 ２　受給者証を破損した場合の前項に規定する申請には、受給者証を添えるものとする。 ３　受給者は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還又は破棄しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３日
備　　考	

設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給資格の認定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第４条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第３条、第４条、第５条、第６条 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第２条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例 （支給対象） 第３条　この条例により支給する医療費(以下「ひとり親家庭医療費」という。)の支給対象者とは、市の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)その他の法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されている者を除く。 (1)　ひとり親家庭に属する配偶者のない男子又は女子及び児童 (2)　養育者が扶養する前条第４項各号に掲げる児童 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。 (1)　配偶者のない男子又は女子の前年(1 月から 10 月までの間に、新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年の所得が、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号。以下「施行令」という。)第２条の４第２項に規定する額以上の者 (2)　生計を同じくする配偶者の前年の所得が、施行令第２条の４第８項に規定する額以上の者 (3)　配偶者のない男子又は女子の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第１項に定める扶養義務者で、その配偶者のない男子又は女子と生計を同じくするものの前年の所得が、施行令第２条の４第８項に規定する額以上の者 (4)　養育者の民法第 877 条第１項に定める扶養義務者で、その養育者と生計を同じくするものの前年の所得が、施行令第２条の４第８項に規定する額以上の者 (5)　孤児等の養育者の前年の所得が、施行令第２条の４第７項に規定する額以

	上の者 3　前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。)及び施行令における児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算の例による。 (受給資格の認定) 第 4 条　前条第 1 項に規定する支給対象者で、ひとり親家庭医療費の支給を受けようとするものは、規則の定めるところにより市長にひとり親家庭医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。 (ひとり親家庭医療費の支給) 第 5 条　前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に給付すべきひとり親家庭医療費は、規則の定めるところにより支給するものとする。 2　ひとり親家庭医療費の額は、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費を受ける者が負担すべき額とする。ただし、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体等が負担した額並びに医療保険各法に基づく規約又は定款により付加給付を受けた額を除く。 (適用除外等) 第 6 条　受給資格者が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条の規定にかかわらず、その該当する事実の生じた日以降、当該ひとり親家庭医療費は、支給しないものとする。 ○紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則 (受給資格の認定等) 第 2 条　条例第 3 条の支給対象者(以下「支給対象者」という。)が条例第 4 条の認定を受けようとするときは、ひとり親家庭医療費受給資格認定申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)　戸籍謄本 (2)　世帯全員の住民票の写し (3)　申請者及び申請者と同居する扶養義務者の前年分(1 月から 10 月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を証する書類 (4)　その他市長が必要と認める書類 2　前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に基づき児童扶養手当を受けている者(以下「児童扶養手当受給資格者」という。)が児童扶養手当証書を提示したときは、前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の書類の添付を省略することができる。 3　第 1 項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。 4　条例第 3 条第 1 項ただし書に規定するその他の法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されている者には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者、紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成 17 年紀の川市条例第 131 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者及び紀の川市子ども医療費の支給に関する条例(平成 17 年紀の川市条例第 123 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者を含むものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	児童扶養手当申請ありの場合、児童扶養手当の認定結果判明後おおむね１４日。 児童扶養手当申請なしの場合、おおむね１４日。
備　　考	
設　定　日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	ひとり親家庭医療費の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第５条 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例 （ひとり親家庭医療費の支給） 第５条　前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に給付すべきひとり親家庭医療費は、規則の定めるところにより支給するものとする。 2　ひとり親家庭医療費の額は、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費を受ける者が負担すべき額とする。ただし、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体等が負担した額並びに医療保険各法に基づく規約又は定款により付加給付を受けた額を除く。 ○紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則 （支給の申請） 第５条　条例第５条の規定による支給の申請は、ひとり親家庭医療費支給申請書(様式第５号)に医療機関等の発する領収書等を添えてこれを市長に提出しなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、和歌山県内の医療機関等への支給に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会又は和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。ただし、医療機関からの請求に基づき、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関から様式第６号によりひとり親家庭医療費に係る一部負担金の請求により医療機関に支払うことができる。 3　前項の規定による支給があったときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費を支給したものとみなす。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね５０日（ただし、保険者の給付決定を必要とするものを除く。）
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給者証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第３条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則 （ひとり親家庭医療費受給者証の交付等） 第３条　市長は、前条第１項の申請書を受理し内容を審査の上適当であると認めたときは、その者を受給資格者として認定し、その者に対してひとり親家庭医療費受給者証(様式第２号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。この場合において、受給資格の開始日は、前条第１項の申請書を市長が受理した日とする。 ２　受給者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書(様式第３号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３日
備　　考	

設　　定　　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和３年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	老人医療費受給者の認定等
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市老人医療費の支給に関する条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市老人医療費の支給に関する条例第２条、第３条、第４条、第５条 紀の川市老人医療費の支給に関する条例施行規則第２条、第３条、第４条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市老人医療費の支給に関する条例 （対象者） 第２条　この条例により、医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、紀の川市の区域内に住所を有する 67 歳以上 70 歳(誕生日が月の初日である時はその前月)に達した日の属する月の末日までの者で規則で定める医療保険各法(以下「医療保険」という。)の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、次の各号の全てに該当するものとする。 (1)　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)の規定による医療の給付を受けることができないとき。 (2)　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「保護法」という。)の規定による保護を受けていないとき。 (3)　対象者及びその者と同一の世帯に属する者(以下総じて「世帯員」という。)が市民税を課されていないとき。 (4)　世帯員の前年の収入金額の合計額が 100 万円(世帯員の数が 2 人以上である場合にあっては、100 万円に世帯員のうち 1 人を除いた世帯員 1 人につき 40 万円を加算した金額)を超えないとき。 (5)　対象者の金融資産が 350 万円を超えないとき、かつ、世帯員の金融資産の合計額が 350 万円に世帯員の数を乗じて得た額を超えないとき。 (6)　世帯員が活用できる資産を有していないとき。 (7)　対象者が、その者と同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けていないとき。 2　前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する要件のうち、同項第３号から第７号までに該当しない場合であって、次に掲げる特別な事情により当該対象者が自己負担医療費を負担することが困難であると市長が特に認めたときは、対象者とすることができる。 (1)　対象者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計中心

	者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。 (2)　生計中心者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。 (3)　生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。 (4)　生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。 (適用除外) 第3条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例を適用しない。 (1)　法の規定による医療を受けられる者 (2)　保護法の適用を受ける者 (3)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第26条において準用する第19条の規定による入院中の結核患者 (4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入所措置中の者 (5)　前各号に掲げるもののほか、法令等で全額医療給付を受けている者 (支給の額) 第4条　支給する医療費の額は、医療保険その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用のうち、対象者が負担する費用から医療保険又は法の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。 2　前項の規定にかかわらず、医療保険による保険者の規約若しくは定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けたときは、当該医療費の額からその額を除くものとする。 (老人医療費受給者証) 第5条　この条例による老人医療費の支給を受けることのできる者は、規則で定めるところにより市長に対し、老人医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付の申請をしなければならない。 2　市長は、受給者証の交付又は更新の申請があった場合に、医療費の支給を受ける資格があると認めたときは、当該申請者に対して受給者証を交付する。 3　対象者は、医療機関において、診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関に、医療保険の被保険者証に添えて受給者証を提示しなければならない。 ○紀の川市老人医療費の支給に関する条例施行規則 (医療保険) 第2条　条例第2条に規定する医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。 (1)　健康保険法(大正11年法律第70号) (2)　船員保険法(昭和14年法律第73号) (3)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号) (4)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) (5)　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) (6)　私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) (老人医療費受給者証) 第3条　条例第5条の規定による老人医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けようとする者は、老人医療受給者証申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。 2　条例第5条に規定する受給者証の様式は、様式第2号とする。

	3　受給者証の有効期間は、受給資格を取得した日(新たに 67 歳に到達した者については、その日の属する月の初日)から、翌年の 7 月末までとし、7 月までに 70 歳に到達する者については、70 歳到達月の末日(誕生日が月の初日であるときは、その前日)までとする。 4　受給者は、毎年 8 月 1 日までに収入状況等の見直しを行うため、申請書を市長に提出するものとする。受給者証に変更の生じた者については、その旨を通知し、受給者証の変更を行うものとする。 (医療費支給申請) 第 4 条　対象者が医療費の支給又は家族医療費の支給を受ける場合には、老人医療費支給申請書(様式第 3 号)に、診療報酬明細書又は診療内容が詳細に記入された領収書を添えて市長に申請するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和３年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	老人医療費受給者証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市老人医療費の支給に関する条例施行規則第８条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市老人医療費の支給に関する条例施行規則第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市老人医療費の支給に関する条例施行規則 （老人医療費受給者証の再交付） 第８条　受給者証を破損し、又は亡失し、再交付を受けようとするときには、老人医療費受給者証再交付申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項の規定による申請があったときには、受給者証を再交付するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３日
備　　考	
設　定　日	令和４年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和元年８月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給資格の認定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例第６条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例第２条、第３条、第５条、第６条 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例 （定義） 第２条　この条例において「心身障害児(者)」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)　国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等に定める１級又は２級の障害を有し、これらの法律による障害年金を受けている者 (2)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳を有する３級以上の者 (3)　療育手帳制度(昭和48年厚生省発児第156号)により療育手帳の交付を受けている者で、その程度がＡ又はＢのもの (4)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が、現に監護又は養育している児童でその障害の程度が１級又は２級に該当するもの (5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を有する者で、その程度が１級のもの ２　この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 (1)　健康保険法(大正11年法律第70号) (2)　船員保険法(昭和14年法律第73号) (3)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号) (4)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) (5)　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) (6)　私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) (7)　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

	3　この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、保険外併用療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費をいう。 4　この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。 (支給の対象者) 第3条　この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、本市に住所を有する心身障害児(者)で、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、心身障害児(者)に該当したときの年齢が65歳未満であるもの又は平成18年7月31日以前に当該医療費の支給対象となっていたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令により医療に関する給付の全額を受けることができる者 (2)　支給対象者又は支給対象者が20歳未満の場合は当該支給対象者を監督する父若しくは母若しくは養育者(以下「支給対象者等」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条に規定する政令で定める額以上であるとき。 (3)　支給対象者等の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条に定める扶養義務者で主として当該支給対象者等の生計を維持するものの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条に規定する政令で定める額以上であるとき。 2　支給対象者等が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第1項に規定する被災者に該当する場合においては、前項第2号及び第3号の規定は適用しない。 (受給資格の認定) 第5条　支給対象者等は、心身障害児(者)医療費受給資格について第2条第1項及び第3条に該当することについて市長の認定を受けなければならない。 (心身障害児(者)医療費受給者証) 第6条　前条の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2　市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、支給対象者であると認定した者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する心身障害児(者)医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。 3　受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療に関する給付を受ける場合には、当該医療機関等に医療保険の被保険者証に添えて、受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)　和歌山県の区域外の医療機関等において医療に関する給付を受けるとき。 (2)　緊急その他やむを得ない事情があるとき。 ○紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則 (受給者証の交付申請) 第3条　条例第6条第1項の規定による申請は、心身障害児(者)医療費受給資格登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 (1)　条例第2条第1項及び第3条第1項の規定に該当することを明らかにすることができるもの (2)　条例第3条第1項第2号に規定する支給対象者等の所得の額、所得税法

	(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者の有無並びに同法に規定する扶養親族の有無及びその数を明らかにすることができる市町村長の証明書 (3)　条例第3条第1項第3号に規定する支給対象者等の配偶者又は扶養義務者の所得の額、所得税法に規定する同一生計配偶者の有無並びに同法に規定する扶養親族の有無及びその数を明らかにすることができる市町村長の証明書 2　前項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、市長が指示する書類を添えなければならない。 3　条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定するその他の法令により医療に関する給付の全額を受けることができる者には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者、紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 19 年紀の川市条例第 41 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者及び紀の川市子ども医療費の支給に関する条例(平成 17 年紀の川市条例第 123 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者を含むものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	医療費の支給申請
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例第 7 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例第 7 条 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則第 9 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例 (医療費の支給申請) 第 7 条　医療費の支給を受けようとするときは、受給者又は受給者が 20 歳未満の場合は当該受給者を監護する父若しくは母若しくは養育者(以下「受給者等」という。)が別に定める心身障害児(者)医療費支給申請書に診療報酬請求明細書又は診療内容の明細が記入された領収書を添えて市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項の規定にかかわらず、受給者等が医療費として医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3　前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。 ○紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則 (医療費の支給申請) 第 9 条　条例第 7 条第 1 項の心身障害児(者)医療費支給申請書は、様式第 5 号のとおりとする。 2　条例第 7 条第 2 項の規定による医療費の支給を受けようとする医療機関等は、次に掲げる請求区分に応じ、市長に請求するものとする。 (1)　国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定する被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の適用を受ける受給者に係る請求については、和歌山県国民健康保険団体連合会を経由し、診療報酬請求書にて請求するものとする。 (2)　医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律を除く。)に規定する被保険者又は組合員及びその被扶養者に係る請求については、和歌山県社会保険診療報酬支払基金を経由し、診療報酬請求書にて請求するものとする。

	(3)　前２号の規定にかかわらず、心身障害児(者)医療費請求書(様式第６号)又は心身障害者(後期高齢者医療)医療費請求書(様式第７号)にて請求することもできるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね５０日（ただし、保険者の給付決定を必要とするものを除く。）
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給者証の更新
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則 (受給者証の更新) 第５条　受給者証の有効期間は、毎年８月１日(年の途中で受給資格の認定を受けたものにあっては、当該認定の日)から翌年７月 31 日までとし、毎年更新するものとする。ただし、当該有効期限前に受給者でなくなることが明らかであるときは、受給者でなくなる日の前日を有効期限とする。 2　支給対象者等は毎年６月 15 日から７月 15 日までの間に心身障害児(者)医療費受給資格更新申請書(様式第 3 号)を提出することにより市長に受給者証の更新申請をすることができる。この場合において、添付すべき書類については、第３条の規定を準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね５０日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給者証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第８条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則 （受給者証の再交付） 第８条　受給者等は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、心身障害児(者)医療費受給者証再交付申請書(様式第４号)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和５年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	出産育児一時金の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市国民健康保険条例第８条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市国民健康保険条例第８条 紀の川市国民健康保険規則第39条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市国民健康保険条例 （出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万８千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、１万２千円を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第２項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 ○紀の川市国民健康保険規則 （出産育児一時金） 第39条　条例第８条第１項に規定する出産育児一時金の支給を受けようとする者は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)　市において当該被保険者の分娩の事実が確認できる場合を除き、医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類 (2)　同一の出産について、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の規定による出産育児一時金（法、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、

	国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)及び私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類 3　条例第 8 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める額は、1 万 2,000 円とする。 4　市長は、出産育児一時金の支給決定をした場合は、国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書(様式第 20 号の 2)により当該世帯主に通知するものとする。ただし、不支給の決定をしたときは、国民健康保険出産育児一時金不支給決定通知書(様式第 20 号の 3)により当該世帯主に通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１２０日
備　　考	
設　　定　　日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	葬祭費の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市国民健康保険条例第 9 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市国民健康保険条例第 9 条 紀の川市国民健康保険規則第 40 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市国民健康保険条例 （葬祭費） 第 9 条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、3 万円を支給する。 2　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 ○紀の川市国民健康保険規則 （葬祭費） 第 40 条　条例第 9 条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書(様式第 21 号)を市長に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、市において当該被保険者の死亡の事実が確認できる場合を除き、死亡診断書又は埋・火葬許可書の写しを添付しなければならない。 3　市長は、第 1 項の支給を決定したときは、支払通知書により申請者に通知するものとする。ただし、不支給の決定をしたときは、国民健康保険葬祭費不支給決定通知書(様式第 21 号の 2)により申請者に通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね６０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市国民健康保険条例附則第５項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市国民健康保険条例附則第５項～第９項 紀の川市国民健康保険規則第40条の２
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市国民健康保険条例 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） ５　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ６　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 ７　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から通算して１年６月間とする。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） ８　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染

	症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第 6 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 9　前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。 ○紀の川市国民健康保険規則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給） 第 40 条の 2　条例附則第 5 項に規定する傷病手当金の支給を受けようとする世帯主は、国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）（様式第 21 号の 3。以下「傷病手当金申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2　前項の傷病手当金申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、医療機関に受診していない場合は、第 3 号の書類を省略することができる。 (1)　国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）（様式第 21 号の 4） (2)　国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）（様式第 21 号の 5） (3)　国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）（様式第 21 号の 6） 3　市長は、傷病手当金の支給を決定したときは支払通知書により申請者に通知するものとし、不支給の決定をしたときは国民健康保険傷病手当金不支給決定通知書（様式第 21 号の 7）により申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　　定　　日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市保健福祉センター条例第 7 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市保健福祉センター条例第 6 条、第 7 条、第 15 条、別表 紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 6 条、第 7 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市保健福祉センター条例 （貸出対象施設） 第 6 条　各保健福祉センターのうち貸出対象施設は、次に掲げる施設とする。 (1)　打田保健福祉センターホール田園 (2)　桃山保健福祉センターピーチホール及び各室 （利用の許可） 第 7 条　保健福祉センターの施設及びこれに附属する設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2　市長は、前項の許可に際し管理上必要があるときは、条件を付することができる。 3　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健福祉センターの施設及びこれに附属する設備の利用を許可しないものとする。 (1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2)　施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3)　利用希望者が施設等を目的外で利用するおそれがあると認められるとき。 (4)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められるとき。 (5)　前各号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認められるとき。 （入館の制限） 第 15 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保健福祉センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者 (2)　他人に対し暴力を用い、若しくは危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれ

	があると認める者 (3)　正当な理由がなく銃器、刀剣類及び爆発物その他危険物を所持していると認める者 (4)　保健福祉センターの管理及び運営上支障があると認める者 (5)　前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従わない者 別表　省略 ○紀の川市保健福祉センター管理運営規則 (利用許可の申請) 第6条　条例第7条の規定により、施設及び附属設備の利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その施設区分に従い、次の期間内に打田保健福祉センターホール田園利用許可申請書(様式第1号)、打田保健福祉センターホール田園附属設備利用許可申請書(様式第2号)又は桃山保健福祉センター施設利用許可申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。 (1)　ホール田園を利用しようとする日(引き続き2日以上利用する場合、最初の日をいう。以下「利用日」という。)の属する月の初日前4箇月から20日前まで (2)　桃山保健福祉センター利用日の属する月の初日前2箇月から7日前まで 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項各号に定める期間前においても申請できるものとする。 (1)　紀の川市又は管理者が主催する行事に利用するとき。 (2)　前号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認めたとき。 3　第1項に規定する申請の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、別表に規定する休館日は、受付しない。 (利用許可の順位) 第7条　利用許可は、申請の順序とする。ただし、同時に申込みがあるときには、協議又は抽選により決定する。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね７日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市保健福祉センター条例第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市保健福祉センター条例第９条 紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市保健福祉センター条例 （使用料の減免） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　公共の用に供するとき。 (2)　公益のための講演・研修等の行事に利用するとき。 (3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。 ○紀の川市保健福祉センター管理運営規則 （使用料の減免） 第 10 条　条例第９条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、打田保健福祉センターホール田園及び桃山保健福祉センター施設等使用料減額・免除申請書(様式第７号)を市長に提出しなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、紀の川市(紀の川市の各機関を含む。)が主催する行事に利用する場合その他これに類する場合で、市長があらかじめ使用料を減額し、又は免除する必要があると認めたときは、同項に規定する申請書の提出を要しない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね７日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市保健福祉センター条例第 10 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市保健福祉センター条例第 10 条 紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 12 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市保健福祉センター条例 （使用料の還付） 第 10 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1)　施設等の管理上特に必要があるため市長がその利用の承認を取り消したとき。 (2)　利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。 (3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 ○紀の川市保健福祉センター管理運営規則 （使用料の還付） 第 12 条　条例第 10 条のただし書の規定により使用料を還付する場合の割合は、次に掲げるとおりとする。 (1)　災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかったとき　10 割 (2)　管理者の都合により利用の許可を取り消したとき　10 割 (3)　利用者が承認された利用日から次表に掲げる日までに利用承認の取消しを申請し、許可されたとき　次表に掲げる割合 表　省略 2　利用者が前条の規定により利用の変更を許可された場合において、既納使用料に過誤納金を生じたときは、これを還付するものとする。 3　前 2 項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、保健福祉センター施設等使用料還付申請書(様式第 14 号)に、第 1 項第 1 号及び第 2 号の場合は、許可書及び使用料領収書を、同項第 3 号の場合は、変更(取消し)許可書と使用料領収書を添えて管理者に申請しなければならない。

	4　管理者は、前項による申請を決定したときに、保健福祉センター施設等使用料還付決定通知書(様式第 15 号)を申請者に交付するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね 7 日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の変更等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 11 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市保健福祉センター管理運営規則第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市保健福祉センター管理運営規則 （利用の変更及び取消し） 第 11 条　利用者は、施設等の利用を取り消し、又は使用時間、日時及び利用施設・附属設備等の変更その他利用の目的等の変更をしようとするときは、直ちに打田保健福祉センターホール田園利用許可変更（取消し）申請書（様式第 8 号）、打田保健福祉センターホール田園附属設備利用許可変更（取消し）申請書（様式第 9 号）及び桃山保健福祉センター施設利用許可変更（取消し）申請書（様式第 10 号）に利用許可書を添えてあらかじめ管理者に提出しなければならない。 2　管理者は、前項の規定により申請を許可したときは、打田保健福祉センターホール田園利用許可変更（取消し）許可書（様式第 11 号）、打田保健福祉センターホール田園附属設備利用許可変更（取消し）許可書（様式第 12 号）及び桃山保健福祉センター施設利用許可変更（取消し）許可書（様式第 13 号）を申請者に交付するものとする。 3　前項の規定により利用変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の額に対して不足が生じるときは、利用者は、直ちに当該不足分を納付しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね７日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	健康推進課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別の設備等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市保健福祉センター管理運営規則第15条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市保健福祉センター管理運営規則第15条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市保健福祉センター管理運営規則 （特別の設備等） 第15条　利用者は、打田保健福祉センターホール田園の施設等の利用に当たって既存の設備を変更し、又は特別な設備を利用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。 2　管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において必要な設備をさせることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね7日
備　　考	
設　定　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	浄化槽清掃業の許可証の再交付（第 18 条第 4 項準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条、第 29 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理業の許可等） 第 18 条　市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、法第 7 条第 5 項又は第 10 項に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。 2　前項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び第 8 条に規定する基準に従わなければならない。 3　一般廃棄物処理業者は、その許可の期限の満了後、引き続き当該業を行おうとするときは、当該許可の期限満了の日の 1 月前までに、規則に定める許可更新申請書及び添付書類を市長に提出し、その更新の手続をしなければならない。 4　一般廃棄物処理業者は、その交付された許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。 （準用） 第 29 条　第 18 条第 3 項及び第 4 項、第 19 条、第 20 条並びに第 22 条の規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね 7 日
備　　考	
設　　定　　日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市墓地条例第４条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市墓地条例第４条 紀の川市墓地規則第２条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市墓地条例 （使用の許可） 第４条　墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ○紀の川市墓地規則 （申請書による許可） 第２条　墓地を使用しようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第１号)により市長に願い出てその許可を受けなければならない。 2　墓地の使用は、本市に住所を有する者に限り許可する。 3　前項以外の者より使用許可申請があった場合、その事情により許可するものとする。 4　墓地の使用については、その世帯主より許可申請するものとする。ただし、世帯主より許可申請できない場合は、その親族又は縁故者より申請することができる。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３日
備　　考	
設　　定　　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市墓地条例第６条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市墓地条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市墓地条例 （使用料） 第６条　墓地を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表第２に定めるところにより、使用料を納めなければならない。 ２　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね７日
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事業者が排出する一般廃棄物の収集許可及び搬入許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第2項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物の処理の届出等） 第13条　一般廃棄物の処理を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長又は紀の海広域施設組合管理者に届け出るとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。 (1)　家庭ごみを排出する場合で、新たに継続して、又は臨時に市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。 (2)　家庭ごみを自ら紀の海クリーンセンターに搬入しようとするとき。 (3)　犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なとき。 2　事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長又は紀の海広域施設組合管理者に申請し、その許可を受けるとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。 (1)　家庭ごみと同程度の量の事業系ごみを排出する場合で、継続して市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。 (2)　事業系ごみを自ら紀の海クリーンセンターに搬入しようとするとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね１日
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事業系ごみの受入拒否
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （受入拒否） 第 14 条　事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、事業系ごみを紀の海クリーンセンターに搬入する場合には、一般廃棄物処理計画及び第 8 条に規定する基準に従わなければならない。 2　市長は、事業者が前項の規定に従わない場合には、当該事業系ごみの受入れを拒否することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１日
備　　考	紀の海クリーンセンター搬入時
設　定　日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	手数料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （手数料の減免） 第16条　市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、前条第2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	紀の海クリーンセンター廃棄物処理手数料免除申請書
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね7日
備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和4年5月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物処理業の許可証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第4項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理業の許可等） 第18条　市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、法第7条第5項又は第10項に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。 2　前項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。 3　一般廃棄物処理業者は、その許可の期限の満了後、引き続き当該業を行おうとするときは、当該許可の期限満了の日の1月前までに、規則に定める許可更新申請書及び添付書類を市長に提出し、その更新の手続をしなければならない。 4　一般廃棄物処理業者は、その交付された許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 （一般廃棄物処理業許可証再交付申請書） 第9条　条例第18条第4項に基づく許可証の再交付は、様式第5号による申請により行う。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね 7 日
備　　考	
設　　定　　日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和4年5月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物処理業の事業の変更
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理業の事業の変更） 第19条　一般廃棄物処理業者は、次項に定めるものを除くほか、第17条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2　一般廃棄物処理業者は、住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに営業所の所在地及び名称を変更したときは、変更が生じた日の翌日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 3　市長は、前2項に規定する変更の手続が終了した場合は、当該一般廃棄物処理業者に許可証を再交付するものとする。 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 （一般廃棄物処理業の事業の変更申請書） 第10条　条例第19条第1項の規定による変更の申請は、様式第6号による。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね１５日
備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物再生利用業の指定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条第２号 紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第２条、第３条、第４条、第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （一般廃棄物処理業） 第７条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 ２　前項の許可は、１年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ３　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 ４　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 ５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （１）　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （４）　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

	イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 ニ　この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。第 32 条の３第７項及び第 32 条の 11 第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第 14 条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第 14 条の３の２第１項第３号（第 14 条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第 14 条第５項第２号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） ヘ　第７条の４若しくは第 14 条の３の２（第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第 14 条の２第３項及び第 14 条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から５年を経過しないもの チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理

	人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第５項第２号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ６　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 ７　前項の許可は、１年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ８　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 ９　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 10　市町村長は、第６項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （１）　当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （４）　申請者が第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 11　第１項又は第６項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。 12　第１項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第６項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第１項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。 13　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。 14　一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。 15　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。 16　前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者） 第２条　法第７条第１項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 （１）　市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 （２）　再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの

	収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの （３） 削除 （４） 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。） （５） 国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。） （６） 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。） （７） 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 23 条第１項の認定を受けた製造業者等（同法第４条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第 50 条第１項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第２条第１項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第 17 条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第 23 条第２項第２号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ 運輸事業者（資本金の額が３億円を超える会社に限る。）が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画（再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。 ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとつて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。 ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ト 法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 チ 法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）又は令第４条の６に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第２条第４号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から５年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第８条の 38 の２第２号ロ、第８条の 38 の５第２項第４号及び第４項第５号並びに第 12 条の 12 の 28 を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から５年を経過しないもの

	を含む。以下同じ。）に該当しないこと。 （８） 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ 当該業を行う区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限る。）に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の収集又は運搬について、法第 14 条第１項の許可を受けていること。 ロ 法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から５年を経過しない者に該当しないこと。 （９） 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第２条第４項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ 法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から５年を経過しない者に該当しないこと。 (10) 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第３条の規定による許可を受けた者、同法第 36 条第１項の規定による届出をした者又は同法第 37 条第３項に規定する特定第２種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第２項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。） イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。 （１） 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量 （２） 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地 （３） 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 ロ 法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から５年を経過しない者に該当しないこと。 (11) 廃牛脊（せき）柱（牛の脊（せき）柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊（せき）柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ 法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から５年を経過しない者

	に該当しないこと。 (12)　環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。）第２条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第４条第１項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。） (13)　環境大臣から災害廃棄物処理特措法第２条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第４条第１項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。） イ　当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。 ロ　法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ハ　自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。 ニ　環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬（災害廃棄物処理特措法第４条第１項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。）を委託しようとする者として記載されていること。 (14)　災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第６条の２第３項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でないと環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第２条の３第 10 号において同じ。）に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。） ○紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 (指定の区分) 第 2 条　一般廃棄物再生利用業の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。 (1)　再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物(以下「対象一般廃棄物」という。)のみの収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者に対する指定 (2)　再生利用されることが確実であると市長が認めた対象一般廃棄物のみの処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者に対する指定 (指定の申請) 第 3 条　前条第 1 号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)を受けようとする者は、一般廃棄物再生輸送業指定申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1)　申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書 (2)　申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はそれに代わる書類 (3)　事業計画の概要を記載した書類 (4)　取引関係を記載した書類 (5)　荷降ろし先の名称及び所在地並びに当該廃棄物を搬入する再生活用施設の名称、所在地及び指定番号を記載した書類

	(6)　生活環境保全上の対策を記載した書類 (7)　対象一般廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設の所有権を有することを証明する書類、又は当該施設の使用の権原を有することを証明する書類 (8)　その他市長が必要と認める書類及び図面 3　前条第2号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)を受けようとする者は、一般廃棄物再生活用業指定申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 4　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1)　申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書 (2)　申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はそれに代わる書類 (3)　事業計画の概要を記載した書類 (4)　取引関係を記載した書類 (5)　生活環境保全上の対策を記載した書類 (6)　再生活用のための施設の平面図、構造図及び再生工程図 (7)　再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 (8)　指定一般廃棄物の再生活用を確実に遂行するための施設の所有権を有することを証明する書類又は当該施設の使用の権原を有することを証明する書類 (9)　その他市長が必要と認める書類及び図面 (指定の基準) 第4条　一般廃棄物再生輸送業の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)　原則として一般廃棄物再生活用業者自らが再生輸送を行うこと。ただし、引き取られた対象一般廃棄物が全て再生活用に供されると市長が認める場合は、この限りでない。 (2)　対象一般廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受ける者であること。 (3)　再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に掲げる基準に適合していること。 (4)　申請者が省令第2条の2第2号に掲げる基準に適合していること。 (5)　排出事業者からの対象一般廃棄物を原則として無償で引き取ること又は、再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領し、再生輸送が営利を目的としないものであること。 (6)　再生輸送において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。 (7)　申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 2　一般廃棄物再生活用業の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)　対象一般廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受ける者であること。 (2)　引き取られた対象一般廃棄物は、全て再生利用に供されること。 (3)　再生活用の用に供する施設が省令第2条の4第1号イに掲げる基準に適合していること。 (4)　排出事業者からの対象一般廃棄物を原則として無償で引き取ること又は、再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領し、再生活用が営利を目的としないものであること。 (5)　再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。 (6)　再生活用において、生活環境上支障が生じるおそれがないこと。 (7)　申請者が省令第2条の4第1号ロに掲げる基準に適合していること。 (8)　排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立し

	ており、かつ、その取引関係に継続性があること。 (9)　申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 (指定) 第 5 条　市長は、第 3 条第 1 項の規定による申請が前条第 1 項に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業に指定するものとする。 2　市長は、第 3 条第 3 項の規定による申請が前条第 2 項に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生活用業に指定するものとする。 3　前 2 項に規定する指定には、期限を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。 4　市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により指定したときは、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第 3 号。以下「指定証」という。)を交付する。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　　定　　日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物再生利用業の変更の承認
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第６条、第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 （変更の承認） 第６条　前条第１項の規定により指定を受けた者（以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。）が、事業の範囲を変更しようとするとき、又は同条第２項の規定により指定を受けた者（以下「一般廃棄物再生活用業者」という。）が、事業の範囲及び再生利用の方法を変更しようとするときは、一般廃棄物再生利用業指定変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 ２　第３条第２項及び第４項並びに第４条の規定は、前項の承認について準用する。 （変更又は廃止の届出） 第７条　一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、第３条に規定する申請書に記載された事項（前条の規定により承認を必要とする事項を除く。）を変更したときは、変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。 ２　一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に市長に届け出なければならない。 ３　前２項の届出をしようとする者は、一般廃棄物再生利用業指定（変更・廃止）届出書（様式第５号。以下「届出書」という。）によるものとする。 ４　市長は、必要があると認めるときは、前項の届出書に必要と認める書類及び図面を添付させるものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参考資料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和２年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第 11 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 （指定証再交付の申請） 第 11 条　一般廃棄物再生利用業の指定証の交付を受けた者は、当該指定証を毀損し、汚損し、滅失し、又は亡失したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第 6 号)を市長に提出して指定証の再交付を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和4年5月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	一般廃棄物再生利用業の指定の更新
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第12条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第12条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 （指定の更新） 第12条　一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、第5条第3項の規定により付された期限満了後も引き続き当該指定に係る事業を営もうとするときは、当該期限の到来する日の30日前までに、第3条第1項又は同条第3項に定める申請書を市長に提出しなければならない。 2　前項の規定により更新の申請があった場合において、当該期限の到来する日までに当該申請に対する処分がなされていないときは、当該指定は、当該期限の到来する日後も当該申請に係る処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。 3　前項の場合において、指定の更新がなされたときは、当該指定の期間は、従前の期限の満了の日の翌日から起算して定めるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定

備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事業の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第７条 紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第２条、第４条、第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （事業の協議及び許可） 第７条　事業者は、事業の施行に当たっては、事前に規則で定めるところにより市長と協議し、許可を受けなければならない。 ２　事業者は、市長の事業の施行許可後１年以内に事業施行を行わない場合は、原則として無効とし、再度市長と協議し、許可を受けなければならない。 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 （事前協議） 第２条　条例第７条の規定による許可を受けようとする事業者は、本協議までに土砂等による土地の埋立て等事前申請書(様式第１号)に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出し、協議しなければならない。 (1)　事業計画書(様式第２号) (2)　事業予定地内土地所有者の工事施工承諾書及び委任状 (3)　事業区域の見取図及び位置図 (4)　事業区域及び付近の公図の写し(法務局備付け) (5)　事業区域内土地所有者(権利者)一覧表(様式第６号) (6)　事業区域内土地登記簿謄本 (7)　隣接地土地所有者(権利者)一覧表(様式第７号) (8)　隣接地土地登記簿謄本 (9)　事業区域内現況写真 (10)　土砂等の搬入経路図(縮尺10,000分の１以上、2,500分の１以下) (11)　現況平面図 (12)　造成計画平面図 (13)　計画縦断図

	(14)　計画横断図 (15)　排水計画図 (16)　地積図 (17)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図書 2　前項の規定による書類及び図書の提出部数は、正本1部副本1部とし、図書の縮尺及び明示すべき事項等は別に定める。 (本協議及び事業許可申請) 第4条　条例第7条の規定による許可を受けようとする事業者は、土砂等による土地の埋立て等許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出し、協議しなければならない。 (1)　事業計画書(様式第2号) (2)　事業予定地内土地所有者の工事施工承諾書及び委任状 (3)　事業区域の見取図及び位置図 (4)　事業区域及び付近の公図の写し(法務局備付け) (5)　事業者の能力調書(様式第20号) (6)　事業者の法人登記簿謄本(法人でない場合は不要) (7)　設計者の資格調書(様式第19号) (8)　工事施工者の能力調書(様式第21号) (9)　工事施工者の法人登記簿謄本(法人でない場合は不要) (10)　事業契約書の写し (11)　誓約書(事業者及び工事施工者：様式第11号) (12)　資金計画書(様式第8号) (13)　事業区域内土地所有者(権利者)一覧表(様式第6号) (14)　事業区域内土地登記簿謄本 (15)　事業区域内土地所有者(権利者)施行同意書 (16)　隣接地土地所有者(権利者)一覧表(様式第7号) (17)　隣接地土地登記簿謄本 (18)　事業区域隣接地土地境界確認書 (19)　隣接地土地所有者(権利者)施行同意書 (20)　地元区長及び関係区長並びに周辺住民の同意書 (21)　水利関係者同意書(河川、水路、池等含む。) (22)　農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、農地法(昭和27年法律第229号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他法令の適用を受ける場合は許可書の写し(写図面も含む。) (23)　公共用地(里道、道路、水路等)境界確定所(写図面も含む。) (24)　公共用地(里道、道路、水路等)占用許可書の写し(写図面も含む。) (25)　関係公共機関の意見書等 (26)　水理(流量)計算書及び構造計算書 (27)　調整池及び沈砂池容量計算書 (28)　運土計算書 (29)　環境影響評価結果報告書 (30)　土砂等の搬入経路図(縮尺10,000分の1以上、2,500分の1以下) (31)　現況平面図 (32)　土地利用計画図 (33)　造成計画平面図 (34)　地積図 (35)　計画縦断図 (36)　計画横断図 (37)　排水計画図 (38)　調整池、沈砂池計画平面図及び計画構造図

	(39)　給水計画図 (40)　施設等計画構造図 (41)　建築物がある場合各階計画平面図、立面図等 (42)　流域図(現況及び計画) (43)　現況公図 (44)　合成公図 (45)　運土計画図 (46)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 2　前項の規定による書類及び図書の提出部数は正本1部、副本1部とし、図書の縮尺及び明示すべき事項等は別に定める。 (事業の許可又は不許可の決定) 第5条　市長は、前条の規定による申請に対し、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするとともに、土砂等による土地の埋立て等事業(許可・不許可)決定通知書(様式第3号)により、事業者に通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１５０日
備　　考	関係課の合議及び県の補整が必要なため上記期間が必要となる。
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	事業等の変更の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第８条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第８条 紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （事業等の変更） 第８条　前条の規定による許可を受けた事業者は、許可に係る事業内容等を変更しようとするときは、事前に規則で定めるところにより市長と協議し、変更の許可を受けなければならない。 ○紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 （事業変更の許可申請） 第６条　条例第８条の規定による変更許可を受けようとする事業者は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書(様式第４号)に、第４条各号に掲げる書類及び図面のうち、市長が必要と認めるものを添えて市長に提出し、協議しなければならない。 ２　市長は、前項の規定による申請に対し、その内容を審査し、変更許可又は不許可の決定をするとともに、土砂等による土地の埋立て等事業変更(許可・不許可)決定通知書(様式第５号)により、事業者に通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね１５０日
備　　考	関係課の合議及び県の補整が必要なため上記期間が必要となる。
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	災害弔慰金の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第８条 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第２条、第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例 （災害弔慰金の支給） 第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。 （災害弔慰金を支給する遺族） 第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1)　死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。 (2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。 ア　配偶者 イ　子 ウ　父母 エ　孫 オ　祖父母 (3)　死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）があるときは、その者に対して、災害弔慰金を支給するものとする。 2　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。 3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いとき

	は、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。 4　前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。 （災害弔慰金の額） 第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。 （死亡の推定） 第6条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。 （支給の制限） 第7条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。 (1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2)　令第2条に規定する場合 (3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合 （支給の手続） 第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。 2　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。 ○紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 （支給の手続） 第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。 (1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日 (2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況 (3)　死亡者の遺族に関する事項 (4)　支給の制限に関する事項 (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 （必要書類の提出） 第3条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。 2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね９０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	災害障害見舞金の支給
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例第７条、第８条、第９条、第 10 条、第 11 条 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第４条、第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例 （支給の制限） 第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。 (1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2)　令第２条に規定する場合 (3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合 （支給の手続） 第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。 2　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。 （災害障害見舞金の支給） 第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 （災害障害見舞金の額） 第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。 （準用規定） 第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

	○紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 （支給の手続） 第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (1)　障害者の氏名、性別、生年月日 (2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況 (3)　障害の種類及び程度に関する事項 (4)　支給の制限に関する事項 (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 （必要書類の提出） 第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。 ２　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね９０日
備　　考	
設　定　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	負担金の減免
処　分　権　者	福祉事務所長
根　拠　規　定	老人福祉法第 28 条の規定に基づく負担金徴収規則第 6 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	老人福祉法第 28 条の規定に基づく負担金徴収規則第 6 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○老人福祉法第 28 条の規定に基づく負担金徴収規則 （負担金の減免） 第 6 条　福祉事務所長は、被災その他やむを得ない事由により被措置者又は扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じた場合は、負担金を減額し、又は免除することができる。 2　負担金の減免を受けようとする者は、老人ホーム等の被措置者に係る負担金減免申請書(様式第 3 号)を福祉事務所長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね６０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	費用の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市生活支援ハウス運営事業に関する条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市生活支援ハウス運営事業に関する条例第５条 紀の川市生活支援ハウス運営事業実施要綱第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市生活支援ハウス運営事業に関する条例 （費用の減免） 第５条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定により徴収する費用を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市生活支援ハウス運営事業実施要綱 （費用の減免） 第８条　条例第５条に規定する特別の理由があると認めるときは、天災その他やむを得ない事由により費用の全部又は一部を負担することが困難となったときとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね６０日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市介護予防拠点施設条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市介護予防拠点施設条例第５条 紀の川市介護予防拠点施設管理規則第４条、第５条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市介護予防拠点施設条例 （利用等） 第５条　施設の事業に支障のない限り、施設とその目的を同じくする団体等に対し、建物及び設備を利用させることができる。ただし、市長が適当であると認める場合にあってはこの限りでない。 ○紀の川市介護予防拠点施設管理規則 （利用の申請） 第４条　施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、責任者を定め、介護予防拠点施設利用許可申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)を利用しようとする日の７日前までに市長に提出し、許可を得なければならない。 （利用の許可） 第５条　市長は、申請書を受理したときは、内容等を検討した後利用の可否を決定するものとし、前条の申請に対し利用することを認めたときは、介護予防拠点施設利用許可書(様式第２号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。 ２　利用許可は、申請の順序とする。ただし、同時に申込みがあるときには、協議又は抽選により決定する。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものと

	する。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね1日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市介護予防拠点施設条例第７条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市介護予防拠点施設条例第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市介護予防拠点施設条例 （使用料の減免） 第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　公共の用に供するとき。 (2)　公益のための講演、研修等の行事に利用するとき。 (3)　前２号に掲げるもののほか、特別な理由があると認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	保険料の徴収猶予
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市介護保険条例第12条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市介護保険条例第12条 紀の川市介護保険条例施行規則第37条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市介護保険条例 （保険料の徴収猶予） 第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その該当する事実に基づき、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限り、徴収猶予することができる。 (1)　第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。 (2)　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。 (3)　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。 (4)　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。 (5)　前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。 2　前項の規定による保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)　第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

	(2)　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3)　徴収猶予を必要とする理由 ○紀の川市介護保険条例施行規則 (保険料の徴収猶予) 第 37 条　条例第 12 条の規定による保険料の徴収猶予を受けようとする者は、介護保険料徴収猶予申請書(様式第 50 号)に、その証拠となる書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査し、徴収猶予の可否を決定し、介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第 51 号)により、当該申請者に通知しなければならない。 3　徴収猶予を受けた者が、資力その他の事情が変化した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	紀の川市介護保険料減免実施要綱
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね６０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	保険料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市介護保険条例第 13 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市介護保険条例第 13 条 紀の川市介護保険条例施行規則第 38 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市介護保険条例 （保険料の減免） 第 13 条　市長は、前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、保険料を減額し、又は免除することができる。 2　前項の規定による保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。 (1)　第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2)　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3)　減免を必要とする理由 3　第 1 項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ○紀の川市介護保険条例施行規則 （保険料の減免） 第 38 条　条例第 13 条の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、その理由を詳記した介護保険料減免申請書(様式第 52 号)にその証拠となる書類を添付し、その事実の発生後速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該減免の期間が翌年度にわたる場合は、当初の申請書をもって、翌年度以降も申請があったものとみなすことができる。 2　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査し、減

	免の可否を決定し、介護保険料減免決定通知書(様式第 53 号)により当該申請者に通知しなければならない。 3　保険料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を変更し、又は取り消すものとする。 (1)　資力の回復その他の事情により、当該措置を変更する必要があると認められるとき、又は当該措置を行う必要がなくなったと認められるとき。 (2)　偽りの申請その他不正の行為によって当該措置を受けたと認められるとき。 4　市長は、前項の規定により変更又は取り消したときは、介護保険料減免変更通知書(様式第 54 号)又は介護保険料減免取消通知書(様式第 55 号)により通知しなければならない。 5　この規則で定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、別に定める。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	紀の川市介護保険料減免実施要綱
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね６０日
備　　考	
設　　定　　日	令和 2 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	登録の申請
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則第３条、第５条、第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関す... （登録） 第３条　基準該当障害福祉サービスの事業を行おうとする者は、この規則で定めるところにより、基準該当事業者として登録することができる。 ２　前項の登録は、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の申請により、基準該当障害福祉サービスの種類及び当該基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）ごとに行うものとする。 （登録の申請） 第５条　第３条の規定により居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練又は就労継続支援Ｂ型に係る基準該当事業者としての登録を受けようとする者は、基準該当事業者登録申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)　事業所の名称及び所在地 (2)　事業所の平面図及び案内図 (3)　事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 (4)　事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は生活介護に係る登録の申請に限る。） (5)　当該申請に係る事業の開始予定年月日 (6)　事業所の定款 (7)　事業所の運営規程 (8)　障害者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 (9)　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (10)　当該申請に係る事業に係る資産の状況 (11)　その他登録に関し市長が必要と認める事項

	（登録の基準） 第７条　市長は、第５条の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、第３条第１項の登録をしないものとする。 (1)　当該申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員が、法指定基準に規定する基準該当事業所が満たすべき基準又は確保すべき員数を満たしていないとき。 (2)　申請者が、法指定基準に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業を継続的に運営することができないと認められるとき。 (3)　申請者が、法指定基準に規定する指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認められるとき。 (4)　申請者が、申請の日前１年以内において、６月以上の間、申請に係る事業に類する事業その他当該事業所の所在地における地域住民の保健医療の向上又は福祉の増進に資する事業で市長が認めるものを実施していないと認められるとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね６０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	費用徴収額の減額
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市身体障害者福祉法施行細則第10条第3項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市身体障害者福祉法施行細則第10条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市身体障害者福祉法施行細則 （費用の徴収等） 第10条　法第38条第1項の規定により当該身体障害者又はその扶養義務者(以下「被措置者等」という。)から徴収する額(以下「徴収金」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条及び第34条の規定の例により算定した額とする。 2　徴収金は、当該月分をその月の翌月の末日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日等でない日)までに納付しなければならない。 3　福祉事務所長は、被措置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項に規定する徴収金を減額することができる。 (1)　失業又は疾病等により著しく所得が減少し、徴収金又は自己負担額の支払が困難であるとき。 (2)　災害等により生活が著しく困難となり、徴収金又は自己負担額の支払が困難であるとき。 (3)　前2号に準ずる事情があるとき。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね９０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	受給資格の認定等
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市心身障害児扶養手当支給条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市心身障害児扶養手当支給条例第２条、第３条 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例施行規則第２条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市心身障害児扶養手当支給条例 （受給資格） 第２条　市は、本市に居住し、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「児童」という。）を監護する父若しくは母又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該児童の父母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持していることをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、手当を支給する。 (1)　20 歳未満の者であって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの (2)　20 歳未満の者であって、療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）第５第２項に規定する療育手帳の交付を受けているもの (3)　20 歳未満の者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの (4)　20 歳未満の者であって、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第７条第４項に規定する特定医療費（指定難病）受給者証又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の３第７項に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和 48 年衛発第 242 号）、和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱及び和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱のうちいずれかに規定する特定疾患医療受給者証の交付を受けているもの (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が関係機関の諮問に応じ、特に必要と認めた者 ２　前項の場合において、児童を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として児童の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも児童の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該児童を介護する

	者)に支給するものとする。 3　第1項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1)　法第5条第1項に規定する認定を受け、特別児童扶養手当の支給を受けているとき(法第 6 条から第 8 条までの規定により支給の制限を受けているときを含む。)。 (2)　児童が法第 19 条に規定する認定を受け、障害児福祉手当の支給を受けているとき(法第 20 条及び第 21 条の規定により支給の制限を受けているときを含む。)。 (受給資格の認定等) 第 3 条　手当の支給を受けようとする者は、受給資格について、市長の認定を受けなければならない。認定を受けた後に児童数に変更を生じたときも同様とする。 ○紀の川市心身障害児扶養手当支給条例施行規則 (受給資格認定申請) 第2条　条例第2条に規定する受給資格を有し、紀の川市心身障害児扶養手当(以下「手当」という。)の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、紀の川市心身障害児扶養手当受給資格認定申請書(様式第1号。以下「受給資格認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。 (1)　条例第2条第1号から第4号までに規定する手帳又は受給者証のうちいずれかの写し。ただし、当該添付書類の内容を公簿等で確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができる。 (2)　紀の川市心身障害児扶養手当所得状況届出書(様式第 2 号。以下「所得状況届出書」という。) (3)　条例第6条に規定する所得の状況を証する書類。ただし、当該添付書類の内容を公簿等で確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができる。 (4)　振込先の分かるもの(通帳の写し等)
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用者負担の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例第７条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例 （利用者負担の減免） 第７条　市長は、災害その他やむを得ない理由により利用者負担が困難であると認められるときは、前条の利用者負担を減額し、又は免除することができる。 2　前項の規定により利用者負担の減額又は免除を受けようとする者は、申請書に減額又は免除を必要とする事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 3　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その認否について決定するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の決定
処　分　権　者	福祉事務所長
根　拠　規　定	紀の川市訪問入浴サービス事業実施規則第６条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市訪問入浴サービス事業実施規則第２条、第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市訪問入浴サービス事業実施規則 （対象者） 第２条　事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第５号に定める肢体不自由１級の身体障害を有する者のうち両上肢及び両下肢のいずれにも障害が認められるもの及びこれに準ずると福祉事務所長が認めたものであって、事業の利用を図らなければ入浴が困難な市内に住所を有する在宅のものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 (1)　介護保険制度等による入浴サービスの給付を受けることができる者 (2)　感染症疾患を有し、他人に感染させるおそれがある者 (3)　疾病等により、医療機関に入院して医療を受ける必要がある者 (4)　その他、事業の利用について、福祉事務所長が適当でないと認める者 （利用申請及び決定等） 第６条　事業を利用しようとする対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、訪問入浴サービス事業利用申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、第３号から第７号までは該当者のみとし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。 (1)　診療情報提供書(診断書)(様式第２号) (2)　誓約書(様式第３号) (3)　申請者の属する世帯全員の課税証明書 (4)　生活保護受給証明書 (5)　中国残留邦人等支援給付受給証明書 (6)　身体障害者手帳 (7)　その他、福祉事務所長が必要と認める書類

	2　福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、利用の適否の決定を行い、訪問入浴サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第 4 号)により、申請者に対し通知するものとする。 3　前項の規定による利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業者に訪問入浴サービス事業利用決定通知書を提示し、事業の利用について契約を結ぶものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和 2 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	有効期間の更新
処　分　権　者	福祉事務所長
根　拠　規　定	紀の川市訪問入浴サービス事業実施規則第７条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市訪問入浴サービス事業実施規則第６条、第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市訪問入浴サービス事業実施規則 （利用申請及び決定等） 第６条　事業を利用しようとする対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、第３号から第７号までは該当者のみとし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。 (1)　診療情報提供書（診断書）（様式第２号） (2)　誓約書（様式第３号） (3)　申請者の属する世帯全員の課税証明書 (4)　生活保護受給証明書 (5)　中国残留邦人等支援給付受給証明書 (6)　身体障害者手帳 (7)　その他、福祉事務所長が必要と認める書類 ２　福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、利用の適否の決定を行い、訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第４号）により、申請者に対し通知するものとする。 ３　前項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業者に訪問入浴サービス事業利用決定通知書を提示し、事業の利用について契約を結ぶものとする。 （有効期間） 第７条　前条第２項の規定による決定の有効期間は１年とし、継続して利用を希望する場合は当該有効期間満了の１月前までに再度申請しなければならない。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	保育課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の決定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第５条、第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則 （利用の申込み） 第５条　事業の利用申込みは、放課後児童健全育成事業利用申込書(様式第１号)により行うものとする。 （利用の決定） 第６条　市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容を審査の上、利用の可否を決定し、放課後児童健全育成事業利用決定通知書(様式第２号)により当該申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	当初入所申請時：おおむね９０日 途中入所申請時：おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	保育課
適用日（掲載日）	令和２年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	負担金の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例第３条 紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則第８条、第９条、第10条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例 （負担金の減免） 第３条　市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則 （負担金の減免） 第８条　紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例（平成26年紀の川市条例第60号）第３条に規定する負担金の減免の基準及び減免額は、それぞれ次に定めるとおりとする。 (1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯においては、負担金の全額 (2)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものの世帯については負担金の２分の１に相当する額 (3)　同一世帯から２人以上の児童が入所している場合は、当該世帯の児童のうち２人目以降の児童については、負担金の２分の１に相当する額 (4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯については、市長がその都度定める額 （減免の申請） 第９条　前条第４号の規定により負担金の減免を受けようとする保護者は、市長が別に指定する日までに、放課後児童健全育成事業負担金減免申請書（様式第３号）に必要な書面を添えて市長に提出しなければならない。 （減免の認定） 第10条　市長は、前条の減免申請の提出があった場合は、その内容を審査の上、減免の可否を決定し、放課後児童健全育成事業負担金減免決定通知書（様式第４

	号)により当該保護者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	当初入所申請時：おおむね９０日 途中入所申請時：おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用の許可及び変更の許可
処　分　権　者	市長又は指定管理者
根　拠　規　定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第９条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第９条 紀の川市青洲の里農産物直売所管理規則第２条、第３条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市青洲の里農産物直売所条例 （使用の許可） 第９条　農産物直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2)　直売施設を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。 (4)　前３号に掲げる場合のほか、直売施設の管理上支障があると認められるとき。 ３　市長は、第１項の許可を与える場合において、直売施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用者にその使用について条件を付すことができる。 ○紀の川市青洲の里農産物直売所管理規則 （使用の許可申請等） 第２条　条例第９条の規定により直売施設の使用の許可を受けようとする者は、紀の川市青洲の里農産物直売所使用許可申請書(様式第１号)を市長に提出しなければならない。 ２　市長は、前項に規定する申請書を受理したときはこれを審査し、使用を許可した場合は紀の川市青洲の里農産物直売所使用許可書(様式第２号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付する。 ３　第１項の使用申請は、条例第８条に規定する休館日を除き、使用しようとする

	日前1月から3日前までの間において行うものとする。 (使用の許可の変更等) 第3条　直売施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、自らの都合により当該許可を取り消し、又は変更しようとするときは紀の川市青洲の里農産物直売所使用許可変更・取消申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項に規定する申請書を受理したときはこれを審査し、取消し又は変更を許可した場合は紀の川市青洲の里農産物直売所使用許可事項変更許可書(様式第4号)を申請者に交付する。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和4年5月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第14条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第14条 紀の川市青洲の里農産物直売所管理規則第5条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市青洲の里農産物直売所条例 （使用料の減免） 第14条　市長は、特に必要と認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市青洲の里農産物直売所管理規則 （使用料の減免） 第5条　条例第14条に規定する市長が特に必要と認めるときとは、次の表の左欄に掲げるときとし、その減免基準は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。 表　省略
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の返還
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第 15 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市青洲の里農産物直売所条例第 15 条 紀の川市青洲の里農産物直売所管理規則第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市青洲の里農産物直売所条例 （使用料の返還） 第 15 条　既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 ○紀の川市青洲の里農産物直売所管理規則 （使用料の返還） 第６条　条例第 15 条ただし書の規定により納入した使用料の還付を受けようとする者は、紀の川市青洲の里農産物直売所使用料還付申請書(様式第６号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市県営土地改良事業分担金徴収条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市県営土地改良事業分担金徴収条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市県営土地改良事業分担金徴収条例 （分担金の減免） 第６条　市長は、天災その他の理由によって必要と認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の分割徴収
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市農林事業分担金徴収条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市農林事業分担金徴収条例第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市農林事業分担金徴収条例 （分担金の徴収の方法） 第５条　分担金及び分担金に相当する金銭は、毎年度当該事業の工事着手前に全額を徴収するものとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、分割して徴収することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市農林事業分担金徴収条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市農林事業分担金徴収条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市農林事業分担金徴収条例 （分担金の減免） 第６条　事業に要する費用に充てる目的をもって金銭、土地、物件又は労力の寄附をした者に対しては、その金銭の額又は土地、物件、労力を寄附のときの価格に換算した額に応じて分担金又はこれに相当する金銭の額を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和２年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定事業者の指定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市企業立地促進条例第４条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市企業立地促進条例第１条、第４条 紀の川市企業立地促進条例施行規則第４条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市企業立地促進条例 （目的） 第１条　この条例は、本市における企業の立地を促進するため、市内に事業所を新たに設置又は事業規模を拡大する事業者に対し、必要な奨励制度を講じることにより、産業振興及び雇用促進を図ることを目的とする。 （指定事業者） 第４条　市長は、第１条に定める目的の達成に寄与するものであると認める事業者に対し、指定事業者の指定を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。 ○紀の川市企業立地促進条例施行規則 （指定事業者の指定） 第４条　条例第４条の規定により指定事業者として市長の指定を受けようとする事業者は、指定事業者の指定に係る申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。 (1)　事業計画書（様式第２号） (2)　定款又はこれに準ずるもの (3)　法人登記簿謄本 (4)　投下固定資産総額又はその予定額を証する書類 (5)　履歴事項全部証明書及び過去３年分の法人税の確定申告書の写し (6)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に規定する確認済証の写し又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第１条の３に規定する建築計画概要書 (7)　新設、移設又は増設に関する工事請負契約書の写し (8)　敷地の売買契約書の写し（同一敷地内に増設した場合を除く。）

	(9)　その他、市長が必要と認める書類 2　指定事業者の指定の申請は、事業所の新設、移設又は増設に関する建設請負工事(以下単に「工事」という。)の契約日から起算して 90 日以内に行わなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　　定　　日	令和 3 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和２年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	奨励金の交付申請
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市企業立地促進条例第８条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市企業立地促進条例第８条 紀の川市企業立地促進条例施行規則第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市企業立地促進条例 （交付申請等） 第８条　指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 ２　市長は、前項の規定による申請があった場合は速やかに審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。 ○紀の川市企業立地促進条例施行規則 （奨励金の交付申請） 第７条　条例第８条第１項の規定により奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金交付申請書(様式第７号)に別表左欄に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ同表中欄及び右欄に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね３０日
備　　考	
設　定　日	令和3年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和３年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定事業者の指定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第３条、第４条 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例施行規則第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例 （指定事業者） 第３条　市長は、第１条に定める目的の達成に寄与するものであると認める宿泊施設事業者に対し、指定事業者の指定を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、条件を付することができる。 （指定事業者の要件） 第４条　前条の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。 (1)　投下固定資産総額が、新築にあっては 3,000 万円以上、増築にあっては 1,000 万円以上であること。 (2)　産業振興その他市の施策に寄与する協定を締結すること。 (3)　法令違反等、社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。 (4)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第６号に規定する暴力団員をいう。)に該当せず、かつ、その役員(同法第９条第 21 号ロに規定する役員をいう。)が暴力団員と密接な関係を有していないこと。 (5)　国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。 ○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例施行規則 （指定事業者の指定） 第３条　条例第４条の規定により指定事業者として市長の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、指定事業者の指定に係る申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。 (1)　投下固定資産予定総額を証する書類 (2)　産業振興その他市の施策に寄与する協定の写し

	(3)　事業計画書 (4)　定款又はこれに準ずるもの (5)　法人にあっては履歴事項全部証明書及び過去 3 年分の法人税の確定申告書の写し (6)　個人にあっては住民票の写し及び過去 3 年分の所得税の確定申告書の写し (7)　建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し又は建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 1 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する建築計画概要書 (8)　新築又は増築に関する工事請負契約書の写し (9)　敷地の売買契約書の写し(同一敷地内に増築した場合を除く。) (10)　新規常用雇用者の数を明記した任意様式の雇用計画書 (11)　紀の川市産の農産物を購入し、提供するための任意様式の年次計画書 (12)　その他、市長が必要と認める書類 2　指定事業者の指定の申請は、宿泊施設の建設請負工事の契約日から起算して 90 日以内に行わなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	奨励金の交付決定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第７条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第６条、第７条、別表 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例施行規則第５条、別表
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例 （奨励措置） 第６条　市長は、別表奨励金の種類の欄に規定する奨励金を、同表奨励措置要件の欄に定める要件を満たした指定事業者に対し交付することができる。 ２　前項に規定する奨励金は、それぞれ別表奨励金の額の欄に規定する額を、同表交付対象期間等の欄に定める期間等に限り予算の範囲内において交付するものとする。ただし、それぞれの奨励金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 （交付申請等） 第７条　指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 ２　市長は、前項の規定による申請があった場合は速やかに審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は必要に応じ、条件を付することができる。 別表　省略 ○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例施行規則 （奨励金の交付申請） 第５条　条例第７条第１項の規定により奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金交付申請書(様式第５号)に別表左欄に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ同表中欄及び右欄に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。 別表　省略

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和元年 8 月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定事業者の承継
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第 11 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例第 11 条 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例施行規則第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例 （指定事業者の承継） 第 11 条　指定事業者は、相続、合併、譲渡その他の理由により当該宿泊施設を第三者に承継する必要が生じたときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。 2　市長は、前項の規定による届出が適正であると認めるときは、当該承継者を審査し、指定事業者として引き続き奨励金の対象とすることができる。この場合において、承継者に対する奨励金の交付期間は、承継前の指定事業者が既に奨励金の交付を受けた期間を控除した期間とする。 ○紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例施行規則 （承継の申請） 第 10 条　指定事業者は、条例第 11 条第 1 項に規定する宿泊施設を第三者に承継しようとするときは、承継申請書(様式第 13 号)に事実を証する書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項に規定する申請を受理したときは、速やかに審査、調査等を行い、承継を承認する場合は承継承認通知書(様式第 14 号)により、不承認とする場合は承継不承認通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。 3　前項の規定より、宿泊施設事業者の承継が認められた者は、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、第 3 条の例により、市長に必要書類を提出しなければならない。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用の許可及び変更の許可
処　分　権　者	市長又は指定管理者
根　拠　規　定	紀の川市細野渓流キャンプ場条例第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市細野渓流キャンプ場条例第５条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市細野渓流キャンプ場条例 （使用の許可） 第５条　キャンプ場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2)　キャンプ場の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3)　前２号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。 ３　市長が、第３条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、前２項において「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 ２　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 ３　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２０日
備　　考	
設　定　日	令和５年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市細野渓流キャンプ場条例第７条第４項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市細野渓流キャンプ場条例第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市細野渓流キャンプ場条例 （使用料） 第７条　使用者は、市長にキャンプ場の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。 2　使用料の額は別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内において、定めるものとする。 3　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 4　既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。 5　市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定

備　　考	
設　定　日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市細野渓流キャンプ場条例第７条第５項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市細野渓流キャンプ場条例第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市細野渓流キャンプ場条例 （使用料） 第７条　使用者は、市長にキャンプ場の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。 2　使用料の額は別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内において、定めるものとする。 3　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 4　既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。 5　市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定

備　　考	
設　定　日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和５年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用の許可等
処　分　権　者	市長又は指定管理者
根　拠　規　定	紀の川市観光交流施設条例第８条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市観光交流施設条例第８条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市観光交流施設条例 （使用の許可等） 第８条　施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　建物及び附帯設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3)　施設の管理及び運営上支障があるとき。 (4)　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。 (5)　前各号に掲げるもののほか、施設の管理上適当でないと認めるとき。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 ２　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 ３　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２０日
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和6年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市観光交流施設条例第10条の2

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市観光交流施設条例第10条の2 紀の川市観光交流施設管理規則第5条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市観光交流施設条例 （使用料の減免） 第10条の2　市長は、公益上必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市観光交流施設管理規則 （使用料の減免） 第5条　条例第10条の2の規定による使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1)　災害その他やむを得ない事情によるとき　全額免除 (2)　市その他の行政機関が使用する場合であって、公益上の必要があるとき　全額免除 (3)　市が共催する行事に使用するとき　5割免除 (4)　前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき　必要と認めた額
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね２０日
備　　考	
設　定　日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	観光振興課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市観光交流施設条例第 11 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市観光交流施設条例第 11 条 紀の川市観光交流施設管理規則第 6 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市観光交流施設条例 （使用料の不還付） 第 11 条　既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、使用料を還付することができる。 ○紀の川市観光交流施設管理規則 （使用料の還付） 第 6 条　条例第 11 条ただし書の規定により納入した使用料の還付を受けようとする者は、紀の川市観光交流施設使用料還付申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	

設　　定　　日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	法定外公共物の許可、変更の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第 4 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第 4 条 紀の川市法定外公共物管理条例施行規則第 2 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （許可） 第 4 条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。 (1)　法定外公共物の敷地の占用 (2)　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除去する行為 (3)　法定外公共物の敷地の掘削、盛土又はこれに類する行為 (4)　前 3 号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為 2　市長は、前項の許可に際し、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。 ○紀の川市法定外公共物管理条例施行規則 （許可の申請） 第 2 条　条例第 4 条第 1 項の規定により、許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、法定外公共物占用等許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)　法定外公共物の占用等の場所及びその付近を記した位置図 (2)　法定外公共物の占用等面積求積図 (3)　公図の写し (4)　現況写真 (5)　平面図、縦断図、横断図、構造図、詳細図その他の設計図書 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	許可の更新
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第５条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第５条 紀の川市法定外公共物管理条例施行規則第４条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （許可の期間） 第５条　前条第１項の許可の期間は、５年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。 ２　前項の許可の期間は、市長が必要と認めたときは、更新することができる。 ○紀の川市法定外公共物管理条例施行規則 （許可の更新） 第４条　占用等の許可を受けた者は、許可期間満了後、引き続き法定外公共物の占用等をしようとするときは、許可期間満了の１箇月前までに申請書を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日

備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第 12 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第 12 条 紀の川市法定外公共物管理条例施行規則第 9 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （占用料の減免） 第 12 条　市長は、次の各号にいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　公用又は公共の用に供せられるとき。 (2)　法定外公共物の保全に利益があると認められるとき。 (3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 ○紀の川市法定外公共物管理条例施行規則 （減免の申請） 第 9 条　条例第 12 条の規定により、占用料等の減免を受けようとする者は、法定外公共物占用料等減免申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日

備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第 13 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市法定外公共物管理条例第 13 条 紀の川市法定外公共物管理条例施行規則第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市法定外公共物管理条例 （占用料の還付） 第 13 条　既に納付した占用料は、還付しない。ただし、占用者の責めに帰することができない理由により占用の行為ができなかったとき、その他特別の理由があると市長が認めるときは、占用料の全部又は一部を還付することができる。 ○紀の川市法定外公共物管理条例施行規則 （還付の申請） 第 10 条　条例第 13 条の規定による還付の申請は、法定外公共物使用料還付申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	

設　　定　　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市道路占用料徴収条例第 3 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市道路占用料徴収条例第 3 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市道路占用料徴収条例 （占用料の減免） 第 3 条　市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、占用者の申請により、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業に係るもの (2)　前号に掲げるもののほか、公共の利益となる事業に係るもの及び特別の事情のあるもの
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	

設　　定　　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市道路占用料徴収条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市道路占用料徴収条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市道路占用料徴収条例 （占用料の還付） 第６条　占用料は、法第 71 条第２項の規定により占用の許可を取り消した場合に取り消した日の属する月以後の分を還付するほか、これを還付しない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	令和６年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市準用河川管理条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市準用河川管理条例第５条 紀の川市準用河川管理条例施行規則第４条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市準用河川管理条例 （占用料の減免） 第５条　市長は、規則で定めるところにより、占用料を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市準用河川管理条例施行規則 （減免） 第４条　条例第５条の規定により、占用料等を減額し、又は免除(以下「減免」という。)する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は、当該各号に定めるところによる。 (1)　国又は地方公共団体その他これらに準ずる機関がその事業を行うために占有するとき　免除 (2)　かんがい施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設により占用するとき　免除 (3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき　市長がその都度定める額 2　前項の規定により占用料等の減免を受けようとする者は、その理由を記載した占用料等減免申請書(様式第２号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市準用河川管理条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市準用河川管理条例第６条 紀の川市準用河川管理条例施行規則第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市準用河川管理条例 （占用料の還付） 第６条　既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 ○紀の川市準用河川管理条例施行規則 （還付） 第５条　条例第６条ただし書の市長が特別の事情があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1)　河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 75 条第２項各号の規定に該当することによる処分により占用許可に係る事項を変更したとき。 (2)　占用開始の前日までに占用許可の取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。 (3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別の設備の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 25 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 25 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （特別の設備の制限） 第 25 条　都市公園の使用の許可を受けた者は、当該施設に、特別の設備をし、又は備付けの設備以外の設備を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における行為の許可（第 4 条第 1 項準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 4 条、第 6 条、第 29 条 紀の川市都市公園条例施行規則第 2 条、第 3 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （行為の制限） 第 4 条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　物品の販売を行うこと。 (2)　行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (3)　業として写真、映画等を撮影すること。 (4)　興行を行うこと。 (5)　展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指定する行為 2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)　氏名、住所及び職業(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容) (2)　行為の目的 (3)　行為の期間 (4)　行為を行う場所又は公園施設 (5)　行為の内容 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項 3　第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4　市長は、第 1 項又は前項に規定する許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

	5　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　公衆の利用に支障があると認めるとき。 (4)　前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (行為の禁止) 第6条　都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)　都市公園を損傷し、又は汚損すること。 (2)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3)　土石、竹木等の物件を堆積すること。 (4)　土地の形質を変更し、又は土砂、石類を採取すること。 (5)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (6)　はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。 (7)　立入禁止区域に立ち入ること。 (8)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。 (9)　たき火をすること。 (10)　野営をすること。 (11)　禁煙区域内で喫煙すること。 (12)　都市公園をその用途外に使用すること。 (13)　風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。 (14)　指定された場所以外の場所へごみを捨てること。 (15)　危険物を持込み、又は公園利用者に危害を与える行為をすること。 (16)　その他公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第29条　第4条から第27条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 (許可の申請) 第2条　次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　条例第4条第2項に規定する許可申請書　都市公園内制限行為許可申請書(様式第1号) (2)　都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項前段に規定する許可申請書　公園施設設置許可申請書(様式第2号)又は公園施設管理許可申請書(様式第3号) (3)　法第6条第2項に規定する申請書　都市公園占用許可申請書(様式第4号) 2　条例第4条第3項、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定により公園内制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可(以下「公園内制限行為等の許可」という。)を受けた者が、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、都市公園内制限行為等変更許可申請書(様式第5号)を提出しなければならない。 3　前2項に規定する申請書は、それぞれ2通ずつ提出しなければならない。 第3条　条例第4条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園内制限行為等の許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き同条件で当該許可を受けようとするときは、許可満了前少なく

	とも 1 月前までに前条第 1 項の申請書 2 通を提出しなければならない。この場合において、条例第 12 条に規定する添付書類は省略することができる。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における行為の許可の変更（第 4 条第 3 項準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 4 条、第 6 条、第 29 条 紀の川市都市公園条例施行規則第 2 条、第 3 条、第 7 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （行為の制限） 第 4 条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　物品の販売を行うこと。 (2)　行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (3)　業として写真、映画等を撮影すること。 (4)　興行を行うこと。 (5)　展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指定する行為 2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)　氏名、住所及び職業(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容) (2)　行為の目的 (3)　行為の期間 (4)　行為を行う場所又は公園施設 (5)　行為の内容 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項 3　第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4　市長は、第 1 項又は前項に規定する許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

	5　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　公衆の利用に支障があると認めるとき。 (4)　前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (行為の禁止) 第6条　都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)　都市公園を損傷し、又は汚損すること。 (2)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3)　土石、竹木等の物件を堆積すること。 (4)　土地の形質を変更し、又は土砂、石類を採取すること。 (5)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (6)　はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。 (7)　立入禁止区域に立ち入ること。 (8)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。 (9)　たき火をすること。 (10)　野営をすること。 (11)　禁煙区域内で喫煙すること。 (12)　都市公園をその用途外に使用すること。 (13)　風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。 (14)　指定された場所以外の場所へごみを捨てること。 (15)　危険物を持込み、又は公園利用者に危害を与える行為をすること。 (16)　その他公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第29条　第4条から第27条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 (許可の申請) 第2条　次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　条例第4条第2項に規定する許可申請書　都市公園内制限行為許可申請書(様式第1号) (2)　都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項前段に規定する許可申請書　公園施設設置許可申請書(様式第2号)又は公園施設管理許可申請書(様式第3号) (3)　法第6条第2項に規定する申請書　都市公園占用許可申請書(様式第4号) 2　条例第4条第3項、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定により公園内制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可(以下「公園内制限行為等の許可」という。)を受けた者が、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、都市公園内制限行為等変更許可申請書(様式第5号)を提出しなければならない。 3　前2項に規定する申請書は、それぞれ2通ずつ提出しなければならない。 第3条　条例第4条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園内制限行為等の許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き同条件で当該許可を受けようとするときは、許可満了前少なく

	とも 1 月前までに前条第 1 項の申請書 2 通を提出しなければならない。この場合において、条例第 12 条に規定する添付書類は省略することができる。 （軽易な変更） 第 7 条　条例第 4 条第 3 項ただし書に規定する規則で定める軽易な変更とは、次のとおりとする。 (1)　物品の販売その他これらに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更 (2)　業として写真、映画等の撮影をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更 (3)　興行を行う場合において、その予定収容人員を減ずる変更 (4)　競技会、撮影会等の催しを行う場合において、その予定参集人員を減ずる変更 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における有料施設の使用の許可（第９条第１項準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第８条、第９条、第 29 条 紀の川市都市公園条例施行規則第４条、第８条、別表第２ 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （有料施設） 第８条　公園施設で有料で使用させるもの(以下「有料施設」という。)は、別表第１のとおりとする。 ２　有料施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。 （有料施設の使用の許可） 第９条　有料施設を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 ２　市長は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 ３　市長は、第１項の使用が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、第１項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)　前３号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条　第４条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 第４条　条例第９条第１項の規定により有料施設の使用許可を受けようとする者は、有料施設使用許可申請書(様式第６号)２通を施設を利用する日の１箇月から３日前までに提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この

	限りでない。 （有料施設の供用日等） 第８条　条例第８条第２項の規定による有料施設の供用日及び供用時間は、別表第２のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に供用を休止し、又は供用日若しくは供用時間を変更することがある。 別表第２　省略 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 ２　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 ３　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	令和５年３月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における施設等の占用等の許可（第 12 条準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 12 条、第 29 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （設計書等） 第 12 条　公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条　第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における使用料の減免（第 15 条準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 15 条、第 29 条 紀の川市都市公園条例施行規則第 10 条、第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （使用料の減免） 第 15 条　市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条　第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 （使用料の減免） 第 10 条　条例第 15 条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次に定めるところによる。 (1)　市及びその所属に属する機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2)　その他特に減額し、又は免除すべき理由があると認めるとき。 2　前項第 1 号に該当する場合は、使用料を免除する。ただし、競技等の観覧等に対し会員券、招待券その他これらに類するものを発行して一般観覧を制限するときは、使用料を免除しないで 5 割減額して徴収する。 3　第 1 項第 2 号に該当して使用料を減額し、又は免除する場合は、その都度定める。 （使用料の減免申請） 第 11 条　前条の規定に該当し、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第 10 号)2 通を提出しなければならない。 2　使用料の減免を許可したときは、前項の規定により提出された申請書のうち 1 通に許可印を押して、申請者に交付する。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における使用料の還付（第 16 条準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 16 条、第 29 条 紀の川市都市公園条例施行規則第 12 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （使用料の不還付） 第 16 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (1)　使用者の責めに帰することができない理由によってその許可に係る行為又はその使用をすることができなくなった場合 (2)　使用者が許可に係る行為又は使用を開始する日の 1 週間前までに、当該行為又は使用を取りやめたとき。 (3)　前 2 号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条　第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 （使用料の還付申請） 第 12 条　条例第 16 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公園予定区域及び予定公園施設における特別の設備の許可（第 25 条準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 29 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 25 条、第 29 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （特別の設備の制限） 第 25 条　都市公園の使用の許可を受けた者は、当該施設に、特別の設備をし、又は備付けの設備以外の設備を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 29 条　第 4 条から第 27 条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	手数料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市宅地造成等規制法施行細則第 13 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市宅地造成等規制法施行細則第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市宅地造成等規制法施行細則 （手数料の減免） 第 13 条　市長は、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の理由があると認める場合においては、許可申請手数料を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	広告物等の表示等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条 和歌山県屋外広告物条例施行規則第２条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （許可地域等） 第５条　第３条各号に掲げる地域又は場所以外の区域（以下「許可地域等」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 ２　知事は、許可地域等について、土地利用の状況その他の地域の特性に応じた良好な景観の形成又は風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、地域の区分を定めるものとする。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 （許可の申請） 第２条　条例第５条又は第６条第５項若しくは第６項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記第１号様式）１通を知事に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請に係る屋外広告物（以下「広告物」という。）が貼り紙又は貼り札であるときは、図書の添付を要しないものとし、当該広告物を申請書に添付するものとする。 (1)　広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場所を表示する位置図並びに道路、鉄道、踏切、横断歩道、信号機、道路標識、カーブミラー及び他の広告物又は掲出物件からの距離等を表示する付近見取図 (2)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真

	(3)　広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面 (4)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする許可地域等の敷地内に存する建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)を明らかにする書類(建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル以下である場合並びに一の敷地における広告物の表示面積の合計が、第 1 種地域においては 50 平方メートル以下、第 2 種地域においては 100 平方メートル以下及び第 3 種地域においては 150 平方メートル以下の場合を除く。) (5)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書 (6)　他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し 3　知事は、必要があると認めるときは、前項の図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして　和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和４年６月 28 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	広告物活用地区における広告物等の確認
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条の２第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条の２ 和歌山県屋外広告物条例施行規則第２条の３
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （広告物活用地区） 第５条の２　知事は、許可地域等で活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。 ２　前項の規定により広告物活用地区として指定された区域において表示される広告物又は設置される掲出物件については、規則で定めるところにより、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれがないものとして知事の確認を受けたものに限り、第４条及び前条の規定は適用しない。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 （広告物活用地区における確認の申請） 第２条の３　条例第５条の２第２項の規定により確認を受けようとする者は、広告物活用地区屋外広告物確認申請書(別記第１号様式の２)１通を知事に提出しなければならない。 ２　第２条第２項及び第３項の規定は、前項の確認申請書の提出について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定

備　　考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設　定　日	令和5年3月31日

《ID535100A 申請 都市計画課 和歌山県屋外広告物条例第５条の４第１項》

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	広告物協定の認定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条の４第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条の４ 和歌山県屋外広告物条例施行規則第２条の５
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （広告物協定） 第５条の４　相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が地域の良好な景観の形成及び維持に資するものである旨の知事の認定を受けることができる。 ２　広告物協定に係る土地所有者等は、前項の認定を受けようとする場合においては、当該広告物協定に次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）　広告物協定の目的となる土地の区域 （2）　広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項 （3）　広告物協定の有効期間 （4）　広告物協定の変更及び廃止の方法に関する事項 （5）　広告物協定に違反した場合の措置 （6）　その他広告物協定の実施に関する事項 ３　広告物協定に係る土地所有者等は、第１項の認定を受けた広告物協定を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。 ４　前項の規定による変更の届出があった場合において、知事は、当該広告物協定に係る土地所有者等の申請に基づき、当該届出に係る広告物協定が地域の良好な景観の形成及び維持に資するものである旨の認定をすることができる。 ５　知事は、第１項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。 ６　広告物協定に係る土地所有者等は、第１項又は第４項の認定を受けた広告物協

	定を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 （広告物協定の認定の申請等） 第2条の5　条例第5条の4第1項に規定する規則で定める土地は、軌道、水路、生産緑地その他これらに類する景観の保全に障害のない土地とする。 2　条例第5条の4第1項の規定による認定を受けようとする土地所有者等は、代表者を定め、その者が広告物協定認定申請書(別記第1号様式の5)1通を知事に提出しなければならない。この場合において、広告物協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。 3　知事は、前項の申請に係る広告物協定が条例第5条の4第1項の規定により、地域の良好な景観の形成及び維持に資するものであると認定したときは、広告物協定認定書(別記第1号様式の6)を当該広告物協定に係る土地所有者等の代表者に交付するものとする。 4　条例第5条の4第3項の規定による変更の届出は、広告物協定変更届出書(別記第1号様式の7)1通を知事に提出して行うものとする。この場合において、変更後の広告物協定書の写し及び広告物協定の変更に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。 5　第2項前段及び第3項の規定は、条例第5条の4第4項の認定の申請及び認定について準用する。この場合において、第2項前段及び第3項の規定中「条例第5条の4第1項」とあるのは「条例第5条の4第4項」と読み替えるものとする。 6　条例第5条の4第6項の規定による廃止の届出は、広告物協定廃止届出書(別記第1号様式の8)1通を知事に提出して行うものとする。この場合において、広告物協定の廃止に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設定日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	広告物協定の変更の認定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条の４第４項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第５条の４ 和歌山県屋外広告物条例施行規則第２条の５
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （広告物協定） 第５条の４　相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が地域の良好な景観の形成及び維持に資するものである旨の知事の認定を受けることができる。 ２　広告物協定に係る土地所有者等は、前項の認定を受けようとする場合においては、当該広告物協定に次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）　広告物協定の目的となる土地の区域 （2）　広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項 （3）　広告物協定の有効期間 （4）　広告物協定の変更及び廃止の方法に関する事項 （5）　広告物協定に違反した場合の措置 （6）　その他広告物協定の実施に関する事項 ３　広告物協定に係る土地所有者等は、第１項の認定を受けた広告物協定を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。 ４　前項の規定による変更の届出があった場合において、知事は、当該広告物協定に係る土地所有者等の申請に基づき、当該届出に係る広告物協定が地域の良好な景観の形成及び維持に資するものである旨の認定をすることができる。 ５　知事は、第１項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。 ６　広告物協定に係る土地所有者等は、第１項又は第４項の認定を受けた広告物協

	定を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 （広告物協定の認定の申請等） 第2条の5　条例第5条の4第1項に規定する規則で定める土地は、軌道、水路、生産緑地その他これらに類する景観の保全に障害のない土地とする。 2　条例第5条の4第1項の規定による認定を受けようとする土地所有者等は、代表者を定め、その者が広告物協定認定申請書(別記第1号様式の5)1通を知事に提出しなければならない。この場合において、広告物協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。 3　知事は、前項の申請に係る広告物協定が条例第5条の4第1項の規定により、地域の良好な景観の形成及び維持に資するものであると認定したときは、広告物協定認定書(別記第1号様式の6)を当該広告物協定に係る土地所有者等の代表者に交付するものとする。 4　条例第5条の4第3項の規定による変更の届出は、広告物協定変更届出書(別記第1号様式の7)1通を知事に提出して行うものとする。この場合において、変更後の広告物協定書の写し及び広告物協定の変更に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。 5　第2項前段及び第3項の規定は、条例第5条の4第4項の認定の申請及び認定について準用する。この場合において、第2項前段及び第3項の規定中「条例第5条の4第1項」とあるのは「条例第5条の4第4項」と読み替えるものとする。 6　条例第5条の4第6項の規定による廃止の届出は、広告物協定廃止届出書(別記第1号様式の8)1通を知事に提出して行うものとする。この場合において、広告物協定の廃止に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設定日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自家用広告物等の表示等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第６条第５項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第６条 和歌山県屋外広告物条例施行規則第２条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （適用除外） 第６条　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第３条から前条までの規定は、適用しない。 (1)　法令又は条例の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件 (2)　公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件 2　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第３条及び第５条の規定は、適用しない。 (1)　自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの (2)　前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの (3)　冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件 (4)　講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件 (5)　人、動物、車両又は船舶等に表示される広告物 (6)　建設工事について表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの (7)　地方公共団体が設置する公共掲示板及びこれに表示する広告物 (8)　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で知事が指定するもの (9)　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他の専ら営利を目的としない活動を行う団体と

	して規則で定めるものが、公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの 3　前項第3号から第5号までに掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の3の規定は、適用しない。 4　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。 (1)　第4条第1項第1号から第5号までに掲げる物件(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹を除く。)に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するもの (2)　第4条第1項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの (3)　前2号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物 5　第2項第1号に規定する規則で定める基準に適合しない自家用広告物等については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 6　道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 7　公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合した広告物を表示する場合においては、第3条から第5条までの規定は、適用しない。 8　政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する広告物のうち貼り紙及び貼り札については、その表示期間が30日を超えないもので、規則で定める事項を明示したものに限り、第5条の規定は、適用しない。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 (許可の申請) 第2条　条例第5条又は第6条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第1号様式)1通を知事に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請に係る屋外広告物(以下「広告物」という。)が貼り紙又は貼り札であるときは、図書の添付を要しないものとし、当該広告物を申請書に添付するものとする。 (1)　広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所を表示する位置図並びに道路、鉄道、踏切、横断歩道、信号機、道路標識、カーブミラー及び他の広告物又は掲出物件からの距離等を表示する付近見取図 (2)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真 (3)　広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面 (4)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする許可地域等の敷地内に存する建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)を明らかにする書類

	（建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル以下である場合並びに一の敷地における広告物の表示面積の合計が、第 1 種地域においては 50 平方メートル以下、第 2 種地域においては 100 平方メートル以下及び第 3 種地域においては 150 平方メートル以下の場合を除く。） (5)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書 (6)　他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し 3　知事は、必要があると認めるときは、前項の図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして　和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね 14 日
備　　考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件等の表示等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第6条第6項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第6条 和歌山県屋外広告物条例施行規則第2条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （適用除外） 第6条　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。 (1)　法令又は条例の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件 (2)　公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件 2　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。 (1)　自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの (2)　前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの (3)　冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件 (4)　講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件 (5)　人、動物、車両又は船舶等に表示される広告物 (6)　建設工事について表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの (7)　地方公共団体が設置する公共掲示板及びこれに表示する広告物 (8)　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で知事が指定するもの (9)　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他の専ら営利を目的としない活動を行う団体と

	して規則で定めるものが、公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの 3　前項第3号から第5号までに掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の3の規定は、適用しない。 4　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。 (1)　第4条第1項第1号から第5号までに掲げる物件(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹を除く。)に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するもの (2)　第4条第1項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの (3)　前2号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物 5　第2項第1号に規定する規則で定める基準に適合しない自家用広告物等については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 6　道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 7　公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合した広告物を表示する場合においては、第3条から第5条までの規定は、適用しない。 8　政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する広告物のうち貼り紙及び貼り札については、その表示期間が30日を超えないもので、規則で定める事項を明示したものに限り、第5条の規定は、適用しない。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 (許可の申請) 第2条　条例第5条又は第6条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第1号様式)1通を知事に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請に係る屋外広告物(以下「広告物」という。)が貼り紙又は貼り札であるときは、図書の添付を要しないものとし、当該広告物を申請書に添付するものとする。 (1)　広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所を表示する位置図並びに道路、鉄道、踏切、横断歩道、信号機、道路標識、カーブミラー及び他の広告物又は掲出物件からの距離等を表示する付近見取図 (2)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真 (3)　広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面 (4)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする許可地域等の敷地内に存する建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)を明らかにする書類

	（建築物の延べ面積が 1,000 平方メートル以下である場合並びに一の敷地における広告物の表示面積の合計が、第 1 種地域においては 50 平方メートル以下、第 2 種地域においては 100 平方メートル以下及び第 3 種地域においては 150 平方メートル以下の場合を除く。） (5)　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書 (6)　他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し 3　知事は、必要があると認めるときは、前項の図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして　和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和４年６月 28 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	許可及び確認の期間の更新
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第９条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第９条 和歌山県屋外広告物条例施行規則第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 （許可の期間及び条件） 第９条　知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。 ２　前項の許可等の期間は、第７条第１項又は第２項に係るものにあっては同条第１項又は第２項の規定の適用を受けることとなった日から起算して３年を超えない範囲内、それ以外のものにあっては３年を超えない範囲内において規則で定める。 ３　知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 （更新の許可等の申請） 第７条　条例第９条第３項の規定により許可等の期間を更新しようとする者は、許可等の期間が１月を超え３年以内のものにあってはその期間の満了の日の１月前、その他のものにあっては７日前までに、屋外広告物更新許可（確認）申請書（別記第３号様式）１通を知事に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。 （１）　申請前 30 日以内に撮影した広告物のカラー写真 （２）　許可書又は確認書の写し （３）　高速道路等沿道案内広告物、案内広告物（電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。）、壁面広告、突出し広告、屋上広告及び独立して設置される広告物にあっては、屋外広告物自主点検結果報告書（別記第３号様式の２）

	3　前項第3号の報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。 (1)　条例第25条第1項各号に掲げる者 (2)　第22条第1項各号に掲げる者 (3)　前2号に掲げる者のほか、広告物の点検に関し相当の知識を有するものとして知事が指定する者
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして　和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設　定　日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	変更等の許可等
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	和歌山県屋外広告物条例第10条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	和歌山県屋外広告物条例第10条 和歌山県屋外広告物条例施行規則第8条、第10条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○和歌山県屋外広告物条例 (変更等の許可等) 第10条　この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可等を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。 2　知事は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。 ○和歌山県屋外広告物条例施行規則 (変更等の許可等の申請) 第8条　条例第10条第1項の許可等を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可(確認)申請書(別記第4号様式)1通を知事に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1)　許可書又は確認書の写し (2)　変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面 (3)　変更し、又は改造しようとする広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真 (軽微な変更等) 第10条　条例第5条の3第7項ただし書及び条例第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げるものとする。 (1)　劇場、映画館、演芸場その他これらに類するものに設置する掲出物件に表示する広告物の表示内容を変更すること。 (2)　広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕

	し、補強し、又は塗り変えること。
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	・和歌山県屋外広告物規制図 ・和歌山県屋外広告物の手引き ・魅力ある美しいまちわかやまをめざして　和歌山県屋外広告物ガイドライン ・高速道路等の沿道における屋外広告物設置基準の概要 ・和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設定日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	上下水道経営課，水道工務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	権利義務承継の制限
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市工業用水道事業給水条例第 11 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市工業用水道事業給水条例第 11 条 紀の川市工業用水道事業給水条例施行規程第 6 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市工業用水道事業給水条例 （権利義務承継の制限） 第 11 条　使用者は、この条例に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 ○紀の川市工業用水道事業給水条例施行規程 （権利義務の承継の制限） 第 6 条　使用者は、市長の承認を受けなければ、この規程に基づく権利又は義務を第 3 者に承継させることはできない。 2　前項の規定により使用者の権利及び義務を承継した者は、速やかに権利義務承継承認申請書(様式第 3 号)によりその旨を市長に届け出なければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定

備　　考	
設　定　日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	水道工務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定工事業者証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市指定給水装置工事事業者規程第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市指定給水装置工事事業者規程第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市指定給水装置工事事業者規程 （指定工事業者証の交付） 第６条　市長は、第４条第１項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に指定給水装置工事事業者証(様式第３号。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2　指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第８条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。 3　指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第９条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。 4　指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２１日

備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和３年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	排水設備の計画の確認及び変更
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第６条 紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例 （排水設備の計画の確認） 第６条　利用者は、排水設備の新設、増設又は改造(以下「新設等」という。)を行おうとするときには、あらかじめその計画について市長の確認を受けなければならない。また、確認を受けた計画を変更しようとするときも同様とする。 ○紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則 （排水設備計画の確認申請） 第３条　条例第６条の規定による市長の確認を受けようとする者又は確認を受けた計画を変更しようとする者は、排水設備新設(改造・修理・撤去)計画確認申請書(様式第１号)に次に掲げる図書を添付し、工事着工15日前までに市長に提出しなければならない。 (1)　方位、道路及び目標となる事物を表示した付近の見取図 (2)　縮尺を200分の１程度とし、次の事項を記載した平面図 ア　道路、敷地の境界及び処理施設に係る施設の位置 イ　建築物の概要並びに汚水を排出する施設の名称及び位置 ウ　排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質、勾配及び位置 エ　ます及びマンホールの位置 オ　ポンプ施設その他附属設備の名称及び位置 カ　アからオまでに掲げるもののほか、下水の排水の状況を明らかにするために必要な事項 キ　当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分 (3)　横の縮尺200分の1、縦の縮尺50分の１程度で、次の事項を明示した縦断面図 ア　排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質及び勾配

	イ　ます又はマンホールの種類、形状、寸法及び位置 ウ　排水管又は排水渠の末端を基準とした地表及び管底までの高さ エ　当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築する部分 (4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類(様式第2号)
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	排水設備工事責任技術者講習用テキスト（社団法人日本下水道協会）を指針とする。
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 12 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市農業集落排水処理施設条例第 12 条 紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市農業集落排水処理施設条例 （使用料） 第 12 条　利用者は、処理施設の維持管理等に要する経費として別表に定めるところにより算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を納めなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときには、使用料の一部又は全部を免除することができる。 2　使用料の納期限は、規則で定める。 3　処理施設の利用者が、休止又は廃止について届出をしないときは、当該処理施設を引き続き利用している者とみなす。 4　月の途中において処理施設への排水を開始、休止、廃止又は休止中のものを再開したときは、当該処理施設を 1 箇月利用しているものとみなす。ただし、14 日以内については、徴収しないものとする。 5　第 4 条に規定する供用開始日から 3 年を経過して、排水設備を設置していない利用者は、別表に定める基本料金を納めなければならない。 ○紀の川市農業集落排水処理施設条例施行規則 （使用料の減免申請） 第 10 条　条例第 12 条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料減免申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、農業集落排水処理施設使用料減免決定通知書(様式第 9 号)により当該申請者に通知するものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　　定　　日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の徴収猶予及び減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例 （分担金の徴収猶予及び減免） 第５条　市長は、天災その他特別の理由がある場合に限り、分担金の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部を減額し、又は免除することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	排水設備等の計画の確認
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道条例第 5 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道条例第 5 条 紀の川市公共下水道条例施行規則第 4 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道条例 （排水設備等の計画の確認） 第 5 条　排水設備又は法第 24 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。 2　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。 ○紀の川市公共下水道条例施行規則 （排水設備等の計画の確認） 第４条　条例第５条の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者(確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。以下同じ。)は、事前に排水設備等(新設・増設・改築)計画(変更)確認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分とを容易に識別することができるものでなければならない。 (1)　排水設備等(新設・増設・改築)工事調書(様式第 2 号) (2)　申請地付近の見取図 (3)　縮尺 200 分の 1 程度とし、次の事項を記載した平面図

	ア　縮尺及び方位 イ　道路及び宅地の境界並びに公共下水道の施設の位置 ウ　建築物の概要並びに汚水を排出する施設の名称及び位置 エ　排水設備の排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質、勾配及び位置 オ　排水設備のます又はマンホールの位置 カ　ポンプ施設その他附属設備の名称及び位置 キ　他人の排水設備を使用する場合にあっては、当該他人の排水設備の排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質、勾配及び位置 ク　アからキまでに掲げるもののほか、下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項 ケ　当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築をする部分 (4)　横の縮尺 200 分の 1、縦の縮尺 50 分の 1 程度で、次の事項を明示した縦断面図 ア　排水設備の排水管又は排水渠の形状、寸法、延長、材質及び勾配 イ　排水設備のます又はマンホールの種類、形状、寸法及び位置 ウ　排水管又は排水渠の末端を基準とした地表及び管底までの高さ エ　当該申請に係る計画が排水設備の増設又は改築の計画である場合にあっては、当該増設又は改築する部分 (5)　除害施設又はポンプ施設を設置する場合は、寸法及び材質を明示した縮尺 50 分の 1 以上の構造図 (6)　他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用する場合にあっては、当該土地又は当該排水設備の所有者の承諾書(様式第 3 号の 1 及び様式第 3 号の 2)。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。 (7)　その他市長が必要と認める書類 3　市長は、第 1 項の申請が法令等に適合していることを確認したときは、排水設備等確認通知書(様式第 4 号)を交付する。 4　市長は、前項の確認通知書を受けた日から 3 月以内に当該申請者が工事に着手しないときは、これを取り消すことができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	排水設備工事責任技術者講習用テキスト（社団法人日本下水道協会）を指針とする。
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日（ただし、区域外流入申請を伴う場合は流域下水道事務所との協議が必要なため、おおむね３０日）
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道条例第 25 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道条例第 25 条 紀の川市公共下水道条例施行規則第 19 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道条例 （市以外の者の行う公共下水道施設の工事等） 第 25 条　法第 16 条の規定により公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道施設の維持を行おうとする者は、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して市長の承認を受けなければならない。 2　前項の工事等に係る費用は申請者の負担とする。 ○紀の川市公共下水道条例施行規則 （市以外の者の行う公共下水道施設の工事等） 第 19 条　条例第 25 条の規定による公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道施設の維持を行おうとする者は、公共下水道施設工事施工承認申請書(様式第 18 号)又は公共下水道施設維持承認申請書(様式第 19 号)に付近見取図及び設計図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。 2　前項の規定により市長が承認したときは、公共下水道施設工事施工承認書(様式第 20 号)又は公共下水道施設維持承認書(様式第 21 号)を交付する。 3　第 1 項の工事を施工する場合において、市長は申請により申請者の負担において市の職員をして工事を監督させることができる。 4　第 1 項の工事を行った者が、その工事を完了したときは、直ちに公共下水道施設工事完了届出書(様式第 22 号)を市長に提出してその検査を受けなければならない。 5　市長は、前項の工事が検査に合格したと認めたときは、公共下水道施設工事検査合格書(様式第 23 号)を交付する。この場合において、申請者は直ちに公共下水道施設移管届(様式第 24 号)を提出しなければならない。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	下水道管渠設計（開削工法）要約表を基準とする （紀の川市下水道課作成）
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日（ただし、区域外流入手続きを伴う場合は、おおむね３０日）
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	占用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道条例第 29 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道条例第 29 条 紀の川市公共下水道条例施行規則第 22 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道条例 （占用） 第 29 条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条及び次条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2　市は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、国の行う事業に係る占用物件については、この限りでない。 3　前項の占用料の額及び徴収方法については、紀の川市道路占用料徴収条例(平成 17 年紀の川市条例第 179 号)の規定を準用する。 ○紀の川市公共下水道条例施行規則 （占用の許可申請） 第 22 条　条例第 29 条第 1 項の規定による占用の許可を受けようとする者は、下水道敷地等占用許可申請書(様式第 28 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)　占用地の見取図及び求積図 (2)　工作物の構造図及び断面図 (3)　占用により隣接の土地又は建物の所有者その他に利害関係が生ずると認められるものについては、これらの利害関係者の同意書 2　市長は、前項の申請により許可をしたときは下水道敷地等占用許可書(様式第 29 号の 1)を、不許可としたときは下水道敷地等占用不許可通知書(様式第 29 号の 2)を当該申請者に交付する。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料等の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道条例第 32 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道条例第 32 条 紀の川市公共下水道条例施行規則第 27 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道条例 （使用料等の減免） 第 32 条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、若しくは免除し、又は徴収猶予することができる。 ○紀の川市公共下水道条例施行規則 （使用料の減免又は徴収猶予） 第 27 条　条例第 32 条の規定による使用料の全部若しくは一部の減免又は徴収猶予を受けることができる者は、次に掲げる者とする。 (1)　天災その他これに類する災害を受け、使用料等を納付することが困難と認められる者 (2)　前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者 2　使用料の全部若しくは一部の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、下水道使用料等減免(猶予)申請書(様式第 30 号)を市長に提出しなければならない。 3　市長は、前項の申請に基づき減免の適否を決定したときは、下水道使用料等減免(猶予)決定通知書(様式第 31 号)により、当該申請者に通知するものとする。 4　使用料等の減免又は猶予を受けた者は、その減免又は猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　　定　　日	令和４年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	負担金の徴収猶予
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第８条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第８条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第６条、別表第１
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例 （負担金の徴収猶予） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。 (1)　受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 (2)　前号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の徴収猶予） 第６条　市長は、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合において、負担金を納付することができないと認められる金額を限度として、別表第１に定めるところにより、その徴収を猶予することができる。 (1)　災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者 (2)　その他市長が特に必要があると認めるとき。 2　前項の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第３号)を市長に提出しなければならない。 3　市長は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予承認決定通知書(様式第４号)又は下水道事業受益者負担金徴収猶予不承認決定通知書(様式第５号)により当該申請者に通知するものとする。 別表第１　省略

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　　定　　日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	負担金の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第９条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第８条、別表第２
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例 （負担金の減免） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。ただし、既に納付された負担金は、この限りでない。 (1)　国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2)　国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3)　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4)　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (5)　前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる受益者若しくは土地に係る受益者 ２　前項に規定する負担金の減免を受けることができる者は、供用開始日から３年以内に下水道条例第５条に規定する申請書に必要な書類を添付して提出し、受理されたものに限る。ただし、市長が減免の必要があると認めたときは、この限りでない。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の減免） 第８条　条例第９条の規定により負担金を減額し、又は免除する基準は、別表第２に定めるところによる。 ２　前項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第８号)を市長に提出しなければならない。 ３　市長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免承認決定通知書(様式第９号)又は下水道事業受益者負担金減免不承認

	決定通知書(様式第 10 号)により、当該申請者に通知するものとする。 別表第２　省略
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　　定　　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の徴収猶予（紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第８条準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例第３条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第８条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第６条、別表第１
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例 （準用規定） 第３条　この条例に定めるもののほか、受益者分担金の徴収に関して必要な事項については、紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 20 年紀の川市条例第 31 号。以下「負担金条例」という。)第３条以下の規定を準用する。この場合において、「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例 （負担金の徴収猶予） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。 (1)　受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 (2)　前号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の徴収猶予） 第６条　市長は、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合において、負担金を納付することができないと認められる金額を限度として、別表第１に定めるところにより、その徴収を猶予することができる。 (1)　災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者 (2)　その他市長が特に必要があると認めるとき。 ２　前項の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者

	負担金徴収猶予申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 3　市長は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予承認決定通知書(様式第4号)又は下水道事業受益者負担金徴収猶予不承認決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。 別表第1　省略
	【基準】 上記の条文による。
参考資料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備考	
設定日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の減免（紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第９条準用）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例第３条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第９条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第８条、別表第２
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例 （準用規定） 第３条　この条例に定めるもののほか、受益者分担金の徴収に関して必要な事項については、紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 20 年紀の川市条例第 31 号。以下「負担金条例」という。)第３条以下の規定を準用する。この場合において、「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。 ○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例 （負担金の減免） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。ただし、既に納付された負担金は、この限りでない。 (1)　国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2)　国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3)　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4)　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (5)　前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる受益者若しくは土地に係る受益者 ２　前項に規定する負担金の減免を受けることができる者は、供用開始日から３年以内に下水道条例第５条に規定する申請書に必要な書類を添付して提出し、受理されたものに限る。ただし、市長が減免の必要があると認めたときは、この限りでない。

	○紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （負担金の減免） 第8条　条例第9条の規定により負担金を減額し、又は免除する基準は、別表第2に定めるところによる。 2　前項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。 3　市長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免承認決定通知書(様式第9号)又は下水道事業受益者負担金減免不承認決定通知書(様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。 別表第2　省略
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定工事店の指定
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第３条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第３条 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第２条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例 （指定の申請） 第３条　指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　個人の場合は、住民票の写し、経歴書及び前条第１項第４号アに該当しないことを証する書類 (2)　法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び役員に関する前号に定める書類 (3)　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (4)　専属する責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類 (5)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類 ○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則 （指定の申請） 第２条　条例第３条の規定により指定工事店の指定を受けようとする者又は引き続き指定工事店の指定を受けようとする者は、市長が指定する期間に、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第１号の 1、様式第１号の２及び様式第１号の 3)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	責任技術者の登録
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 10 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 10 条 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第 6 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例 （責任技術者の登録） 第 10 条　責任技術者の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　住民票の写し (2)　次条第 1 項に規定する責任技術者認定試験に合格し、又は更新講習を終了したことを証する書類 (3)　次条第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類 (4)　前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める書類 2　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、責任技術者についての登録を行うものとする。 ○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則 （責任技術者の登録） 第 6 条　条例第 10 条第 1 項の規定により責任技術者の登録を受けようとする者は、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	責任技術者の登録の更新
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 14 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例第 14 条 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第 9 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例 （責任技術者の登録の有効期間） 第 14 条　登録の有効期間は、責任技術者としての登録を受けた日から起算して 5 年経過後の最初に到達する 3 月 31 日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更することができる。 2　責任技術者は、前項の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。 ○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則 （責任技術者の登録の更新） 第 9 条　条例第 14 条第 2 項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録期間満了日までに和歌山県下水道協会が実施する更新講習を受講しなければならない。 2　登録更新を受けようとする者は、市長が指定する期間に下水道排水設備工事責任技術者登録申請書を市長に提出しなければならない。 3　前項の期間に申請書を提出しなかった者は、登録の更新を受けることができない。ただし、市長が特別な理由があると認めた者については、この限りでない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	更新講習の受講を忘れたものを対象とした１年間の救済措置がある
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定工事店証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第３条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第３条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則 （指定工事店証） 第３条　条例第４条第１項に規定する下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)は、様式第２号とする。 2　指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第３号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	責任技術者証の再交付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第８条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市下水道排水設備指定工事店条例施行規則 （責任技術者証） 第８条　条例第 12 条第１項に規定する下水道排水設備工事責任技術者証は、様式第７号とする。 2　責任技術者は、氏名又は住所に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは速やかに下水道排水設備工事責任技術者異動届(様式第８号)を市長に提出しなければならない。 3　責任技術者は、責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書(様式第９号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１４日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	下水道課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	分担金の分割徴収
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例第 4 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例第 4 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市農業集落排水事業分担金徴収条例 （分担金の納付） 第 4 条　分担金は、納入通知書を発行した日から 15 日以内に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市学校施設使用条例第５条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市学校施設使用条例第５条 紀の川市学校施設使用条例施行規則第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市学校施設使用条例 （使用料） 第５条　使用の許可を受けた者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3　前２項の規定にかかわらず、教育委員会において特別の事由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市学校施設使用条例施行規則 （使用料の減免） 第５条　条例第５条第３項の規定により紀の川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次表の左欄に掲げる場合に該当すると認めたときは、所定の使用料から、それぞれ同表右欄に相当する額を減額し、又は免除することができる。 表　省略
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市学校施設使用条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市学校施設使用条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市学校施設使用条例 （使用料の不還付） 第６条　使用料は、前納するものとし、既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	教育総務課
適用日（掲載日）	令和２年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	学校給食費の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市学校給食費徴収条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市学校給食費徴収条例第５条 紀の川市学校給食費徴収条例施行規則第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市学校給食費徴収条例 （学校給食費の減免） 第５条　市長は、保護者が災害その他やむを得ない理由により学校給食費を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市学校給食費徴収条例施行規則 （学校給食費の減免） 第７条　条例第５条の困難と認められるときは、児童及び生徒の保護者等が一時的に給食費を納付する資力を失った場合であって、かつ、生活保護法(昭和 22 年法律第 144 号)の規定による保護又は紀の川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成 18 年紀の川市教育委員会告示第 2 号)の規定による学校給食費の支給を受けることができないときとする。 2　条例第 5 条の規定により学校給食費の減免を受けようとする児童及び生徒の保護者等(以下「申請者」という。)は、紀の川市学校給食費減免申請書(様式第 2 号)を教育委員会に提出しなければならない。 3　教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、学校給食費の減免の可否を決定したときは、紀の川市学校給食費減免決定通知書(様式第 3 号)又は紀の川市学校給食費減免却下通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	１４日
備　　考	
設　　定　　日	令和３年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市公民館条例第 7 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公民館条例第 7 条、第 8 条 紀の川市公民館条例施行規則第 6 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公民館条例 （利用許可） 第 7 条　公民館及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （利用の制限） 第 8 条　教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。 2　公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の規定により、選挙の公示又は告示があった日から投票の翌日までの間において、市の選挙管理委員会が選挙のために施設等を利用するときは、その利用の申請が後順位であっても優先するものとする。 3　教育委員会は、法第 23 条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。 (1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3)　法第 20 条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。 (4)　公民館の管理及び運営上支障があるとき。 (5)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。 (6)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会において不適当と認めるとき。 ○紀の川市公民館条例施行規則 （利用申請及び許可） 第 6 条　公民館及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ、紀の川市公

	民館利用申請書(様式第 1 号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2　前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の初日前 3 箇月から 3 日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときには、この限りでない。 3　教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認め、使用料の納付を確認したときは、紀の川市公民館利用許可書(様式第 2 号。以下「利用許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときには、この限りでない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市公民館条例第 10 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公民館条例第 10 条 紀の川市公民館条例施行規則第 9 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公民館条例 （使用料） 第 10 条　利用者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3　前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市公民館条例施行規則 （使用料の減免） 第 9 条　条例第 10 条第 3 項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、紀の川市公民館使用料減免申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。 2　使用料の減免は、次に定めるところによる。 (1)　紀の川市の主催又は共催する行事に利用する場合 (2)　教育委員会の主催又は共催する行事に利用する場合 (3)　紀の川市の条例及び規則に規定する委員会等が主催する行事に利用する場合 (4)　前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市公民館条例第 11 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公民館条例第 11 条 紀の川市公民館条例施行規則第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公民館条例 （使用料の返還） 第 11 条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。 (1)　利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。 (2)　利用前に利用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 (3)　施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。 (4)　第 9 条の規定により利用を停止し、又は利用の許可を取り消したとき。 (5)　教育委員会が、特別の理由があると認めたとき。 ○紀の川市公民館条例施行規則 （使用料の還付） 第 10 条　利用者が、その責任によらない理由で利用の取消し、又は変更となった場合で、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。 2　条例第 11 条及び前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、紀の川市公民館施設使用料還付申請書(様式第 6 号)に、条例第 11 条の場合は、原則として利用許可書及び使用料領収書を、前項の場合は、紀の川市公民館施設利用許可変更(取消)許可書、利用許可証及び使用料領収書をそれぞれ添えて教育委員会に申請しなければならない。 3　教育委員会は、前項による申請を決定したときに、紀の川市公民館施設使用料還付決定通知書(様式第 7 号)を申請者に交付するものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	設備の変更等
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市公民館条例第 13 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市公民館条例第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市公民館条例 （利用者の義務） 第 13 条　利用者は、施設等の利用中に善良な管理を怠ってはならない。 2　利用者は、関係官公署等への届出又は許可を受ける必要がある場合は、利用日の前日までにその手続を完了しなければならない。 3　利用者は、施設等の利用に当たり、既存の設備を変更し、又は設備を付加しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 4　教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において必要な措置をさせることができる。 5　利用者は、施設等の利用を終えたときは、直ちに利用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。第 9 条の規定により許可を取り消し、又は停止を受けたときも、同様とする。 6　利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 7　利用者は、施設等を使用する場合は、必ず係員の指示に従わなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市コミュニティ施設条例第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市コミュニティ施設条例第５条 紀の川市コミュニティ施設管理規則第５条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市コミュニティ施設条例 （利用許可） 第５条　施設を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、公園、ゲートボール場、テニスコート、ゲートゴルフ場、センター内の図書室、ヘルストロンの利用は除く。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。 (1)　施設の管理上支障があると認められるとき。 (2)　公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。 (3)　前２号に掲げるもののほか、施設の設置の目的に反すると認められるとき。 ３　管理者は、第１項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。 ○紀の川市コミュニティ施設管理規則 （利用の許可手続） 第５条　条例第５条第１項の規定による利用の許可を受けようとする者は、コミュニティ施設利用許可申請書（様式第１号）を管理者に提出しなければならない。 ２　前項の申請は、施設の利用を開始しようとする日の属する月の３月前の初日から３日前までに行わなければならない。ただし、管理者は、特別な事情があると認めるときは、必要な範囲で申請期限を延長することができる。 ３　条例第５条第１項の規定による利用の許可は、コミュニティ施設利用許可書（様式第２号）を交付して行うものとする。

	○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	令和６年４月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市コミュニティ施設条例第 13 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市コミュニティ施設条例第 13 条 紀の川市コミュニティ施設管理規則第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市コミュニティ施設条例 （使用料の減免） 第 13 条　管理者は、第５条第１項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　地方公共団体の公用に供するとき。 (2)　公益のための講演、研修、諸会議その他諸行事、スポーツ活動を行うとき。 (3)　前２号に掲げるもののほか、特別な理由があるとき。 ○紀の川市コミュニティ施設管理規則 （使用料の減免） 第７条　条例第 13 条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、コミュニティ施設使用料減免申請書(様式第 4 号)を管理者に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日

備　　考	
設　定　日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市コミュニティ施設条例第 14 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市コミュニティ施設条例第 14 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市コミュニティ施設条例 （使用料の還付） 第 14 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1)　施設の管理上特に必要があるため、管理者が利用の許可を取り消したとき。 (2)　利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。 (3)　管理者が、特別の理由があると認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市教育集会所設置条例第５条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市教育集会所設置条例第５条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市教育集会所設置条例 （使用料） 第５条　教育集会所を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3　前２項の規定にかかわらず、公用に利用し、又は直接公益を目的とする者で、紀の川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の事由があると認めたとき、及び市の助成団体が社会教育行事に利用するときは、その使用料を免除し、又は減額することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日

備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市教育集会所設置条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市教育集会所設置条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市教育集会所設置条例 （使用料の還付） 第６条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1)　利用者の責任でない事由により利用することができないとき。 (2)　利用承認後に第４条各号に掲げる事由が生じ、利用の承認を取り消したとき。 (3)　利用５日前までに承認の取消し又は変更を申し出て、教育委員会が特別の事由があると認めるとき。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市教育集会所管理運営規則第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市教育集会所管理運営規則第５条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市教育集会所管理運営規則 （利用の許可） 第 5 条　教育集会所を利用しようとする者は、教育集会所利用申請書(様式第 1 号)によりあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2　利用を承認したときは、教育集会所利用許可書(様式第２号)をその者に交付する。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市文化施設条例第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市文化施設条例第５条、第６条 紀の川市文化施設条例施行規則第５条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市文化施設条例 （利用許可） 第５条　文化施設の設備及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （利用の制限） 第６条　教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。 2　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定により、選挙の公示又は告示があった日から投票の翌日までの間において、市の選挙管理委員会が選挙のために施設等を利用するときは、その利用の申請が後順位であっても優先するものとする。 3　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。 (1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3)　文化施設の設置目的に反するとき。 (4)　文化施設の管理及び運営上支障があるとき。 (5)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。 (6)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会において不適当と認めるとき。 ○紀の川市文化施設条例施行規則 （利用申請及び許可） 第５条　文化施設及び附属設備の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ、

	紀の川市文化施設利用申請書(様式第 1 号)及び紀の川市文化施設附属設備利用申請書(様式第 2 号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2　前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の初日前 6 箇月から 20 日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3　教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認め、使用料の納付を確認したときは、紀の川市文化施設利用許可書(様式第 3 号。以下「利用許可書」という。)及び紀の川市文化施設附属設備利用許可書(様式第 4 号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前 2 項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市文化施設条例第８条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市文化施設条例第８条 紀の川市文化施設条例施行規則第８条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市文化施設条例 （使用料） 第８条　利用者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3　前２項の規定にかかわらず、教育委員会が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市文化施設条例施行規則 （使用料の減免） 第８条　条例第８条第３項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、紀の川市文化施設使用料減免申請書(様式第７号)を教育委員会に提出しなければならない。 2　使用料の減免は、次に定めるところによる。 (1)　紀の川市の主催又は共催する行事に利用する場合 (2)　教育委員会の主催又は共催する行事に利用する場合 (3)　紀の川市の条例及び規則に規定する委員会等が主催する行事に利用する場合 (4)　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市文化施設条例第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市文化施設条例第９条 紀の川市文化施設条例施行規則第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市文化施設条例 （使用料の返還） 第９条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。 (1)　利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。 (2)　利用前に利用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 (3)　施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。 (4)　第７条の規定により利用を停止し、又は利用の許可を取り消したとき。 (5)　教育委員会が、特別の理由があると認めたとき。 ○紀の川市文化施設条例施行規則 （使用料の還付） 第９条　利用者が、その責によらない理由で利用の取消し、又は変更となった場合で、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。 2　条例第９条及び前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、紀の川市文化施設使用料還付申請書(様式第８号)に、条例第９条の場合は、原則として利用許可書及び使用料領収書を、前項の場合は、紀の川市文化施設利用変更(取消)許可書、利用許可書及び使用料領収書を添えて教育委員会に申請しなければならない。 3　教育委員会は、前項による申請を決定したときに、紀の川市文化施設使用料還付決定通知書(様式第９号)を申請者に交付するものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	設備の変更等
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市文化施設条例第 11 条第 3 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市文化施設条例第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市文化施設条例 （利用者の義務） 第 11 条　利用者は、施設等の利用中に善良な管理を怠ってはならない。 2　利用者は、関係官公署等への届出又は許可を受ける必要がある場合は、利用日の前日までにその手続を完了しなければならない。 3　利用者は、施設等の利用に当たり、既存の設備を変更し、又は設備を付加しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 4　教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において必要な措置をさせることができる。 5　利用者は、施設等の利用を終えたときは、直ちに利用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。第 7 条の規定により許可を取り消し、又は停止を受けたときも、同様とする。 6　利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 7　利用者は、施設等を使用する場合は、必ず係員の指示に従わなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	現状変更の許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市文化財保護条例第６条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市文化財保護条例第６条 紀の川市文化財保護条例施行規則第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市文化財保護条例 （現状変更） 第６条　指定文化財（無形文化財及び民俗文化財を除く。）の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者等（管理責任者が置かれているときは、当該管理責任者。以下第 8 条において同じ。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。 ○紀の川市文化財保護条例施行規則 （現状の変更） 第９条　条例第６条の規定による許可を受けようとする者は、様式第 12 号の申請書を変更しようとする日の 1 箇月前までに教育委員会に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日

備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	補助金交付の決定
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市文化財保護条例第 7 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市文化財保護条例第 7 条 紀の川市文化財保護条例施行規則第 7 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市文化財保護条例 （補助） 第 7 条　指定文化財の管理又は修理、復旧及び環境整備等については、多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合においては、教育委員会は、その経費の一部に充てるため予算の範囲内において補助金を交付することができる。 2　教育委員会は、前項の補助金の交付については条件を付し、当該指定文化財の管理又は修理、復旧については、指揮監督することができる。 ○紀の川市文化財保護条例施行規則 （補助金交付の申請） 第 7 条　条例第 7 条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、様式第 11 号の申請書による。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日

備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市歴史民俗資料館条例第５条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市歴史民俗資料館条例第５条 紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第８条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市歴史民俗資料館条例 （使用料） 第５条　資料館を利用する者は、施設利用に際し教育委員会の許可を受けるとともに、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ○紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則 （利用申請及び許可） 第８条　資料館の施設又は設備を利用しようとする者は、あらかじめ歴史民俗資料館利用許可申請書(様式第１号)を教育委員会に提出しなければならない。 2　前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の初日前３箇月から３日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3　教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認め、使用料の納付を確認したときは、歴史民俗資料館利用許可書(様式第２号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 4　前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用の際に許可書を提示しなければならない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴

	力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市歴史民俗資料館条例第 6 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市歴史民俗資料館条例第 6 条 紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第 11 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市歴史民俗資料館条例 （使用料の減免） 第 6 条　教育委員会は、前条の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　地方公共団体の公用に供するとき。 (2)　公益のための講演、研修、諸会議その他行事を行うとき。 (3)　教育委員会が特別の理由があると認めたとき。 ○紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則 （使用料の減免） 第 11 条　条例第 6 条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、歴史民俗資料館使用料減免申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日

備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市歴史民俗資料館条例第 7 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市歴史民俗資料館条例第 7 条 紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第 12 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市歴史民俗資料館条例 （使用料の返還） 第 7 条　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。 (1)　施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取消したとき。 (2)　利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。 (3)　教育委員会が特別の理由があると認めたとき。 ○紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則 （使用料の還付） 第 12 条　利用者が、その責任によらない理由で利用の取消し、又は変更となった場合で、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。 2　条例第 7 条及び前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、歴史民俗資料館使用料還付申請書(様式第 6 号)に、条例第 7 条の場合は、原則として利用許可書及び使用料領収書を、前項の場合は、歴史民俗資料館利用許可変更(取消)許可書、利用許可証及び使用料領収書をそれぞれ添えて教育委員会に申請しなければならない。 3　教育委員会は、前項による申請について還付を決定したときに、歴史民俗資料館使用料還付決定通知書(様式第 7 号)を申請者に交付するものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	許可内容の変更等
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第 10 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則第 10 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市歴史民俗資料館管理運営規則 （利用の変更及び取消し） 第 10 条　利用者が利用を取り消し、又は利用時間、日時、利用施設及びその他利用の目的等の変更をしようとするときは、直ちに歴史民俗資料館利用許可変更(取消)申請書(様式第 3 号)に利用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。 2　教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めたときは、歴史民俗資料館利用許可変更(取消)許可書(様式第 4 号)を当該申請者に交付するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	

設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	旧南丘家住宅管理運営規則第３条第２項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	旧南丘家住宅管理運営規則第３条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○旧南丘家住宅管理運営規則 （利用申請及び許可） 第３条　旧南丘家住宅の施設又は設備を利用しようとするものは、利用しようとする日の１か月前までに旧南丘家住宅利用許可申請書(様式第１号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、利用時間は午前 10 時から午後４時までとする。 2　教育委員会は、前項の申請に対し利用を許可したときは、旧南丘家住宅利用許可書(様式第２号)を交付する。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市社会体育施設条例第 4 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市社会体育施設条例第 4 条 紀の川市社会体育施設管理規則第 5 条、第 6 条 紀の川市社会体育施設夜間照明管理規則第 5 条、第 6 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市社会体育施設条例 （利用許可及び不許可） 第 4 条　施設及びその附属器具を利用しようとする者は、規則の定めるところによりあらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。 (1)　学校教育又は社会教育に支障があるとき。 (2)　公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めたとき。 (3)　建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めたとき。 ○紀の川市社会体育施設管理規則 （利用申請） 第 5 条　条例第 4 条の規定により施設及び附属器具等を利用しようとする者は、紀の川市社会体育施設利用許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を、施設を利用する日前 1 箇月から 3 日前までに管理者に提出し、承認を受けなければならない(テニスコート及びトレーニングルームを除く。)。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。 2　トレーニングルームを利用しようとする者は、紀の川市トレーニングルーム利用申請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。 （利用許可） 第 6 条　前条の申請書を提出した者に対し、管理者が利用を承認したときは、紀の川市社会体育施設利用許可書(様式第 3 号。以下「利用許可書」という。)を交付する(テニスコート及びトレーニングルームを除く。)。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を許可しない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

	(2)　使用料を納付しないとき。 (3)　前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。 2　条例及びこの規則を遵守しないものについては、今後の利用を許可しない場合もある。 3　利用許可は、申請書の提出順とする。ただし、2以上の団体から同時に申請書が提出された場合は、抽選により決定する。 4　利用者は、施設を利用する際に利用許可書を必ず携帯し、管理者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5　管理者は、特に必要があると認めるときは、利用日の変更及び条件を付することができる。 ○紀の川市社会体育施設夜間照明管理規則 (利用申請) 第5条　条例第4条の規定により施設及び附属器具等を利用しようとする者は、紀の川市社会体育施設夜間照明利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、施設を利用する日前1箇月から3日前までに管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。 (利用許可) 第6条　前条の申請書を提出した者に対し、管理者が利用を承認したときは、紀の川市社会体育施設夜間照明利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を許可しない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2)　使用料を納付しないとき。 (3)　前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。 2　条例及びこの規則を遵守しないものについては、今後の利用を許可しない場合もある。 3　利用許可は、申請書の提出順とする。ただし、2以上の団体から同時に申請書が提出された場合は、抽選により決定する。 4　利用者は、施設を利用する際に利用許可書を必ず携帯し、管理者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5　管理者は、特に必要があると認めるときは、利用日の変更及び条件を付することができる。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市社会体育施設条例第６条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市社会体育施設条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市社会体育施設条例 （使用料） 第６条　管理者において施設の利用を認めたときは、別表第２に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を前納するものとする。ただし、温水シャワーについては、この限りでない。 ２　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ３　前２項の規定にかかわらず、次の利用内容によっては、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　地方公共団体の公用に供する場合 (2)　公益のための講演、研修、諸会議その他体育諸行事 (3)　前２号に掲げるもののほか、管理者において必要があると認めたとき。 ４　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の場合は、その全部又は一部を還付する。 (1)　利用者の責めでない事由により、利用できない場合 (2)　前条第３号により、利用の許可を取り消された場合 (3)　利用前に、利用許可申請を取り消し、又は変更の申出をし、管理者がその事由を認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	令和元年８月 31 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市社会体育施設条例第６条第４項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市社会体育施設条例第６条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市社会体育施設条例 （使用料） 第６条　管理者において施設の利用を認めたときは、別表第２に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を前納するものとする。ただし、温水シャワーについては、この限りでない。 ２　前項の規定により算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ３　前２項の規定にかかわらず、次の利用内容によっては、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　地方公共団体の公用に供する場合 (2)　公益のための講演、研修、諸会議その他体育諸行事 (3)　前２号に掲げるもののほか、管理者において必要があると認めたとき。 ４　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の場合は、その全部又は一部を還付する。 (1)　利用者の責めでない事由により、利用できない場合 (2)　前条第３号により、利用の許可を取り消された場合 (3)　利用前に、利用許可申請を取り消し、又は変更の申出をし、管理者がその事由を認めたとき。
	【基準】 上記の条文による。

参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　　定　　日	令和２年３月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	特別の設備の許可
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市社会体育施設条例第７条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市社会体育施設条例第７条 紀の川市社会体育施設管理規則第８条 紀の川市社会体育施設夜間照明管理規則第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市社会体育施設条例 （遵守義務） 第７条　施設を利用する者が、館室内外及び広場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。 2　利用を終わったときは、原状に復し、器具を整備し、かつ、館室内外及び広場を清掃して、特に火気を厳重に取り締まり係員に引き渡さなければならない。その義務を怠ったときは、管理者で適宜に処理し、その費用は、利用者に納付させる。 ○紀の川市社会体育施設管理規則 （施設設備の変更） 第８条　施設若しくは設備の原状を変更し、又は特別の設備を設けてその利用許可を得る場合は、紀の川市社会体育施設設備変更許可申請書(様式第５号。以下「変更申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。 2　管理者は、変更申請書を受理し、その許可をする場合は、紀の川市社会体育施設設備変更許可書(様式第６号)を交付する。 ○紀の川市社会体育施設夜間照明管理規則 （施設設備の変更） 第７条　施設若しくは設備の原状を変更し、又は特別の設備を設けてその利用許可を得る場合は、紀の川市社会体育施設設備変更許可申請書(様式第３号。以下「変更申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。 2　管理者は、変更申請書を受理し、その許可をする場合は、紀の川市社会体育施設設備変更許可書(様式第４号)を交付する。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	利用の承認
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例第 4 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例第 4 条 紀の川市那賀 B&G 海洋センター利用規則第 2 条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市那賀 B&G 海洋センター条例 （利用承認の制限等） 第 4 条　那賀プールの利用目的又は内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。 (1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2)　那賀プールの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3)　前 2 号に掲げるもののほか、那賀プールの管理運営に支障があると認められるとき。 ○紀の川市那賀 B&G 海洋センター利用規則 （利用の承認） 第 2 条　那賀プールを個人で利用しようとする者は、自動券売機により購入した入場券又は回数券を紀の川市那賀 B&G 海洋センター所長（以下「所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 2　那賀プールを 20 人以上の団体（引率責任者のある場合に限る。）で、専用に利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、紀の川市那賀 B&G 海洋センター専用利用承認申請書（様式第 1 号。以下「専用利用承認申請書」という。）を利用しようとする日の 3 日前までに紀の川市教育委員会（以下「管理者」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の

	施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市那賀B&G海洋センター条例第6条第3項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市那賀B&G海洋センター条例第6条 紀の川市那賀B&G海洋センター利用規則第6条、第7条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市那賀B&G海洋センター条例 （使用料） 第6条　那賀プールを利用する者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納めなければならない。 2　前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3　前2項の規定にかかわらず、規則で定めるところによりその使用料を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市那賀B&G海洋センター利用規則 （使用料の減免等） 第6条　紀の川市那賀B&G海洋センター条例（平成17年紀の川市条例第106号）第6条第2項の規定による那賀プール使用料を免除し、又は減額することができる場合は、次のとおりとする。 (1)　全額免除 ア　市が主催する行事に利用する場合 イ　市内の小中学校及び保育所が、授業又は保育の一環として利用する場合 ウ　社会教育又は青少年育成のために組織されている社会教育関係団体が、その目的達成をするために利用する場合 エ　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ　身体障害者手帳の旅客運賃減額欄に、第1種と記入されている身体障害者及び療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人1人 (2)　減額 回数券の場合。ただし、回数券11枚につき10枚分の使用料とし、その差

	額は、減額する。 （使用料の減免申請） 第７条　前条第１号アからウまでの規定による使用料の免除申請は、紀の川市那賀B&G海洋センター使用料免除申請書（様式第３号。以下「使用料免除申請書」という。）を那賀プールを利用する日の３日前までに管理者に提出し、その承認を受けなければならない。 ２　前条第１号エ及びオの規定による使用料の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所長に提示し、承認を受けなければならない。 ３　前条第２号の規定による減額は、回数券の販売の際承認する。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市那賀B&G海洋センター条例第７条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市那賀B&G海洋センター条例第７条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市那賀B&G海洋センター条例 （使用料の不還付） 第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね３０日
備　　考	
設　定　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	専用利用の承認
処　分　権　者	教育委員会
根　拠　規　定	紀の川市那賀B&G海洋センター利用規則第2条第2項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市那賀B&G海洋センター利用規則第2条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市那賀B&G海洋センター利用規則 （利用の承認） 第2条　那賀プールを個人で利用しようとする者は、自動券売機により購入した入場券又は回数券を紀の川市那賀B&G海洋センター所長（以下「所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 2　那賀プールを20人以上の団体（引率責任者のある場合に限る。）で、専用に利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、紀の川市那賀B&G海洋センター専用利用承認申請書（様式第1号。以下「専用利用承認申請書」という。）を利用しようとする日の3日前までに紀の川市教育委員会（以下「管理者」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	行為の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第４条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第４条、第６条 紀の川市都市公園条例施行規則第２条、第３条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （行為の制限） 第４条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　物品の販売を行うこと。 (2)　行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (3)　業として写真、映画等を撮影すること。 (4)　興行を行うこと。 (5)　展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指定する行為 ２　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)　氏名、住所及び職業(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容) (2)　行為の目的 (3)　行為の期間 (4)　行為を行う場所又は公園施設 (5)　行為の内容 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項 ３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 ４　市長は、第１項又は前項に規定する許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

	5　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　公衆の利用に支障があると認めるとき。 (4)　前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (行為の禁止) 第6条　都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)　都市公園を損傷し、又は汚損すること。 (2)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3)　土石、竹木等の物件を堆積すること。 (4)　土地の形質を変更し、又は土砂、石類を採取すること。 (5)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (6)　はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。 (7)　立入禁止区域に立ち入ること。 (8)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。 (9)　たき火をすること。 (10)　野営をすること。 (11)　禁煙区域内で喫煙すること。 (12)　都市公園をその用途外に使用すること。 (13)　風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。 (14)　指定された場所以外の場所へごみを捨てること。 (15)　危険物を持込み、又は公園利用者に危害を与える行為をすること。 (16)　その他公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 (許可の申請) 第2条　次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　条例第4条第2項に規定する許可申請書　都市公園内制限行為許可申請書(様式第1号) (2)　都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項前段に規定する許可申請書　公園施設設置許可申請書(様式第2号)又は公園施設管理許可申請書(様式第3号) (3)　法第6条第2項に規定する申請書　都市公園占用許可申請書(様式第4号) 2　条例第4条第3項、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定により公園内制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可(以下「公園内制限行為等の許可」という。)を受けた者が、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、都市公園内制限行為等変更許可申請書(様式第5号)を提出しなければならない。 3　前2項に規定する申請書は、それぞれ2通ずつ提出しなければならない。 第3条　条例第4条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園内制限行為等の許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き同条件で当該許可を受けようとするときは、許可満了前少なくとも1月前までに前条第1項の申請書2通を提出しなければならない。この場合において、条例第12条に規定する添付書類は省略することができる。

	○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２０日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	行為の許可の変更
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第４条第３項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第４条、第６条 紀の川市都市公園条例施行規則第２条、第３条、第７条 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （行為の制限） 第４条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)　物品の販売を行うこと。 (2)　行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (3)　業として写真、映画等を撮影すること。 (4)　興行を行うこと。 (5)　展示会、博覧会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指定する行為 ２　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)　氏名、住所及び職業(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容) (2)　行為の目的 (3)　行為の期間 (4)　行為を行う場所又は公園施設 (5)　行為の内容 (6)　前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項 ３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 ４　市長は、第１項又は前項に規定する許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

	5　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　公衆の利用に支障があると認めるとき。 (4)　前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (行為の禁止) 第6条　都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)　都市公園を損傷し、又は汚損すること。 (2)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3)　土石、竹木等の物件を堆積すること。 (4)　土地の形質を変更し、又は土砂、石類を採取すること。 (5)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (6)　はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。 (7)　立入禁止区域に立ち入ること。 (8)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。 (9)　たき火をすること。 (10)　野営をすること。 (11)　禁煙区域内で喫煙すること。 (12)　都市公園をその用途外に使用すること。 (13)　風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。 (14)　指定された場所以外の場所へごみを捨てること。 (15)　危険物を持込み、又は公園利用者に危害を与える行為をすること。 (16)　その他公衆の都市公園の利用に支障のある行為をすること。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 (許可の申請) 第2条　次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　条例第4条第2項に規定する許可申請書　都市公園内制限行為許可申請書(様式第1号) (2)　都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項前段に規定する許可申請書　公園施設設置許可申請書(様式第2号)又は公園施設管理許可申請書(様式第3号) (3)　法第6条第2項に規定する申請書　都市公園占用許可申請書(様式第4号) 2　条例第4条第3項、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定により公園内制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可(以下「公園内制限行為等の許可」という。)を受けた者が、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、都市公園内制限行為等変更許可申請書(様式第5号)を提出しなければならない。 3　前2項に規定する申請書は、それぞれ2通ずつ提出しなければならない。 第3条　条例第4条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園内制限行為等の許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き同条件で当該許可を受けようとするときは、許可満了前少なくとも1月前までに前条第1項の申請書2通を提出しなければならない。この場合において、条例第12条に規定する添付書類は省略することができる。 (軽易な変更)

	第7条　条例第4条第3項ただし書に規定する規則で定める軽易な変更とは、次のとおりとする。 (1)　物品の販売その他これらに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更 (2)　業として写真、映画等の撮影をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更 (3)　興行を行う場合において、その予定収容人員を減ずる変更 (4)　競技会、撮影会等の催しを行う場合において、その予定参集人員を減ずる変更 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前2項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２０日
備　　考	
設　　定　　日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	有料施設の使用の許可（紀の川市民公園を除く。）
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第９条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第８条、第９条 紀の川市都市公園条例施行規則第４条、第８条、別表第２ 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （有料施設） 第８条　公園施設で有料で使用させるもの(以下「有料施設」という。)は、別表第１のとおりとする。 ２　有料施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。 （有料施設の使用の許可） 第９条　有料施設を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 ２　市長は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 ３　市長は、第１項の使用が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、第１項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)　前３号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 第４条　条例第９条第１項の規定により有料施設の使用許可を受けようとする者は、有料施設使用許可申請書(様式第６号)２通を施設を利用する日の１箇月から３日前までに提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。 （有料施設の供用日等） 第８条　条例第８条第２項の規定による有料施設の供用日及び供用時間は、別表

	第２のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に供用を休止し、又は供用日若しくは供用時間を変更することがある。 別表第２　省略 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 ２　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 ３　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	令和５年３月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	令和４年５月１日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	有料施設の使用の許可（紀の川市民公園に限る。）
処　分　権　者	市長又は指定管理者
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第９条第１項

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第８条、第９条 紀の川市都市公園条例施行規則第４条、第８条、別表第２ 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第13条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （有料施設） 第８条　公園施設で有料で使用させるもの(以下「有料施設」という。)は、別表第１のとおりとする。 ２　有料施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。 （有料施設の使用の許可） 第９条　有料施設を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 ２　市長は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 ３　市長は、第１項の使用が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、第１項の許可をしない。 (1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (3)　建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)　前３号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 第４条　条例第９条第１項の規定により有料施設の使用許可を受けようとする者は、有料施設使用許可申請書(様式第６号)２通を施設を利用する日の１箇月から３日前までに提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。 （有料施設の供用日等） 第８条　条例第８条第２項の規定による有料施設の供用日及び供用時間は、別表

	第２のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に供用を休止し、又は供用日若しくは供用時間を変更することがある。 別表第２　省略 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第13条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 ２　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 ３　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	令和５年３月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	施設等の占用等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第 12 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第 12 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （設計書等） 第 12 条　公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	□設定　■未設定
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の減免
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第15条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第15条 紀の川市都市公園条例施行規則第10条、第11条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （使用料の減免） 第15条　市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 （使用料の減免） 第10条　条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次に定めるところによる。 (1)　市及びその所属に属する機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2)　その他特に減額し、又は免除すべき理由があると認めるとき。 2　前項第1号に該当する場合は、使用料を免除する。ただし、競技等の観覧等に対し会員券、招待券その他これらに類するものを発行して一般観覧を制限するときは、使用料を免除しないで5割減額して徴収する。 3　第1項第2号に該当して使用料を減額し、又は免除する場合は、その都度定める。 （使用料の減免申請） 第11条　前条の規定に該当し、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第10号)2通を提出しなければならない。 2　使用料の減免を許可したときは、前項の規定により提出された申請書のうち1通に許可印を押して、申請者に交付する。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成30年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	使用料の還付
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例第16条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例第16条 紀の川市都市公園条例施行規則第12条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例 （使用料の不還付） 第16条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (1)　使用者の責めに帰することができない理由によってその許可に係る行為又はその使用をすることができなくなった場合 (2)　使用者が許可に係る行為又は使用を開始する日の1週間前までに、当該行為又は使用を取りやめたとき。 (3)　前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。 ○紀の川市都市公園条例施行規則 （使用料の還付申請） 第12条　条例第16条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定

	おおむね３０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	無料施設の専用使用の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例施行規則第５条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例施行規則第５条、別表第１ 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 13 条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例施行規則 第５条　別表第１の無料施設を専用使用しようとする者は、無料施設専用使用許可申請書(様式第７号)2 通を施設を利用する日の７日前までに提出し、許可を受けなければならない。 別表第１　省略 ○紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱 （市が設置した公の施設の使用の不承認等） 第 13 条　市長は、市が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴排推進条例に基づき、当該施設の使用について定めた他の条例の規定等に優先して、当該公の施設の使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消す措置を講じるものとする。 2　市長は、当該公の施設が教育委員会又は指定管理者等の管理に係るものである場合、これらに対し、前項の措置を取るよう要請又は指示するものとする。 3　前２項の措置は、対策委員会の決議を経て行うものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	

標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね１０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間　個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所　管　部　署	生涯スポーツ課，都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	有料施設の目的外使用等の許可
処　分　権　者	市長
根　拠　規　定	紀の川市都市公園条例施行規則第９条

＜審査基準／標準処理期間＞

基　準　規　定	紀の川市都市公園条例施行規則第９条
審　査　基　準	■設定　□未設定
	○紀の川市都市公園条例施行規則 （有料施設の目的外使用） 第９条　有料施設に特別の設備をし、変更を加え、又はその施設を目的外に使用するときは、目的外使用許可申請書(様式第９号)2 通を提出し、その許可を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参　考　資　料	
標準処理期間	■設定　□未設定
	おおむね２０日
備　　考	
設　定　日	平成 31 年 3 月 31 日